

C I P（技術研究組合）の 設立・運営等ガイドライン VER3.1

令和 7 年 2 月

経済産業省

C I P（技術研究組合）担当

はじめに

CIP（技術研究組合）は、企業と企業、大学、独法等が協同して試験研究を行うことにより、単独では解決出来ない課題を克服し、技術の実用化を図るために、主務大臣の認可により設立される法人です。

本ガイドラインでは、組合を設立・運営等するための事項として、技術研究組合法等に明記されている「法令事項」、及び明記されていないが共同研究を効果的に実施するために対応する事が望まれる「推奨事項」について、説明します。

全体の構成として、第1章で組合の設立申請に必要な手続き等を、第2章で毎事業年度の組合の運営に必要な手続き等を、第3章で組合の組織変更や新設分割に必要な手続き等を、それぞれ説明します〔以下の表参照〕。

CIPを活用した共同研究の実施及び技術の実用化を図るためには、立ち上げ期から、CIPで行う事業や体制に関して、組合員間で十分な理解と合意が出来ていることが重要です。技術研究組合法に関する事項は本ガイドラインを参考にいただき、その他のCIPの設立・運営に係る重要な事項についても、CIPの設立検討の早期の段階から法務・知的財産権の専門家を交えた検討をしていただければ幸いです。

◎本ガイドラインの構成

第1章 設立	第2章 運営	第3章 組織変更等
組合の設立申請に必要な な手続等 ・ 申請書 ・ 定款 ・ 実施計画書 ・ 経理的基礎 等	毎事業年度の組合の 運営に必要な手続等 ・ 事業計画／報告 ・ 定款変更 ・ 規約の設定変更 ・ 役員変更 等	組合の組織変更や新設 分割に必要な手続等 ・ 組織変更 ・ 新設分割 ・ 合併 ・ 解散

○CIP（技術研究組合）に関する情報

http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/kenkyuindex.html

○本ガイドライン及びCIPについての問い合わせ・相談先

経済産業省CIP（技術研究組合）担当

E-MAIL : bzl-C.I.P@meti.go.jp

〔※他省庁所管に係るものは各担当省庁〕

目 次

第1章 設立	2
1. 設立を検討する組合の概要資料	5
2. 技術研究組合設立認可申請書	6
2-1. 定款	7
2-2. 試験研究の実施計画書	25
2-3. 事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することができるものであることを説明する書面	29
2-4. 試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明する書面	30
2-5. 成立の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書	32
2-6. 役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面	35
2-7. 設立申請時の主な審査ポイント	36
第2章 運営	37
1. 事業計画及び収支予算の届出	38
2. 事業報告書等の提出	42
3. 定款の変更の認可申請	56
4. 規約の設定、変更又は廃止の届出	60
5. 事業計画又は収支予算の変更の届出	63
6. 役員の変更の届出	66
7. 試験研究の実施計画の変更等の報告	69
8. 組合員の変更の報告	69
9. 定期調査等	69
10. 情報発信・情報公開	70
11. CIPにおける成果の実用化の考え方について	70
12. CIPの株式取得について	72
13. CIPの組合員の責任について	73
第3章 組織変更等	75
1. 組織変更	76
2. 新設分割	81
3. 合併	87
4. 解散	90
5. 技術研究組合法第61条（株式会社への組織変更）及び同法第118条（新設分割）により、株式会社を設立する際の株式割当ての考え方と算定例	94
付録（定款の記載例）	98

第1章 設立

技術研究組合（以下「組合」という。）を設立するためには、その組合員になろうとする2人以上の者（設立時組合員）が、その全員の同意によって申請書及び添付書類を作成し、これらを主務大臣（※）に提出して、設立の認可を受けなければなりません〔技術研究組合法（以下「法」という。）第13条第1項〕。

本章では、組合の設立認可申請に必要な法令上の手続き及び共同研究を効果的に実施するための推奨事項について説明します。

※主務大臣：組合の行う試験研究の成果が直接利用される事業を所管する大臣〔法第179条〕

（a）設立認可申請に必要な書類等

組合の設立を検討する際、関係者間で問題意識等を共有して効率的に検討を進めるために、「概要資料（表1の1.）」の作成をお願いします。

組合の設立認可申請をするためには、「申請書及び添付書類（表1の2.及び2-1.から2-6.まで）」を作成する必要があります〔法第13条第1項並びに技術研究組合法施行規則（以下「規則」という。）第5条及び様式第1〕。

表1 設立認可申請に必要な書類等一覧

根拠等	申請書類等	参照頁
推奨事項	1. 設立を検討する組合の概要資料	5
法第13条第1項、規則第5条、規則様式第1	2. 技術研究組合設立認可申請書	6
	2-1. 定款	7
	2-2. 試験研究の実施計画書	25
	2-3. 事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することができるものであることを説明する書面	28
	2-4. 試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明する書面	29
	2-5. 成立の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書	32
	2-6. 役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面	35

（b）組合設立関係スケジュール

組合設立関係スケジュールを、次のとおり示します。

対応事項等	期限等
共同研究等を考えている方による技術研究組合の検討	

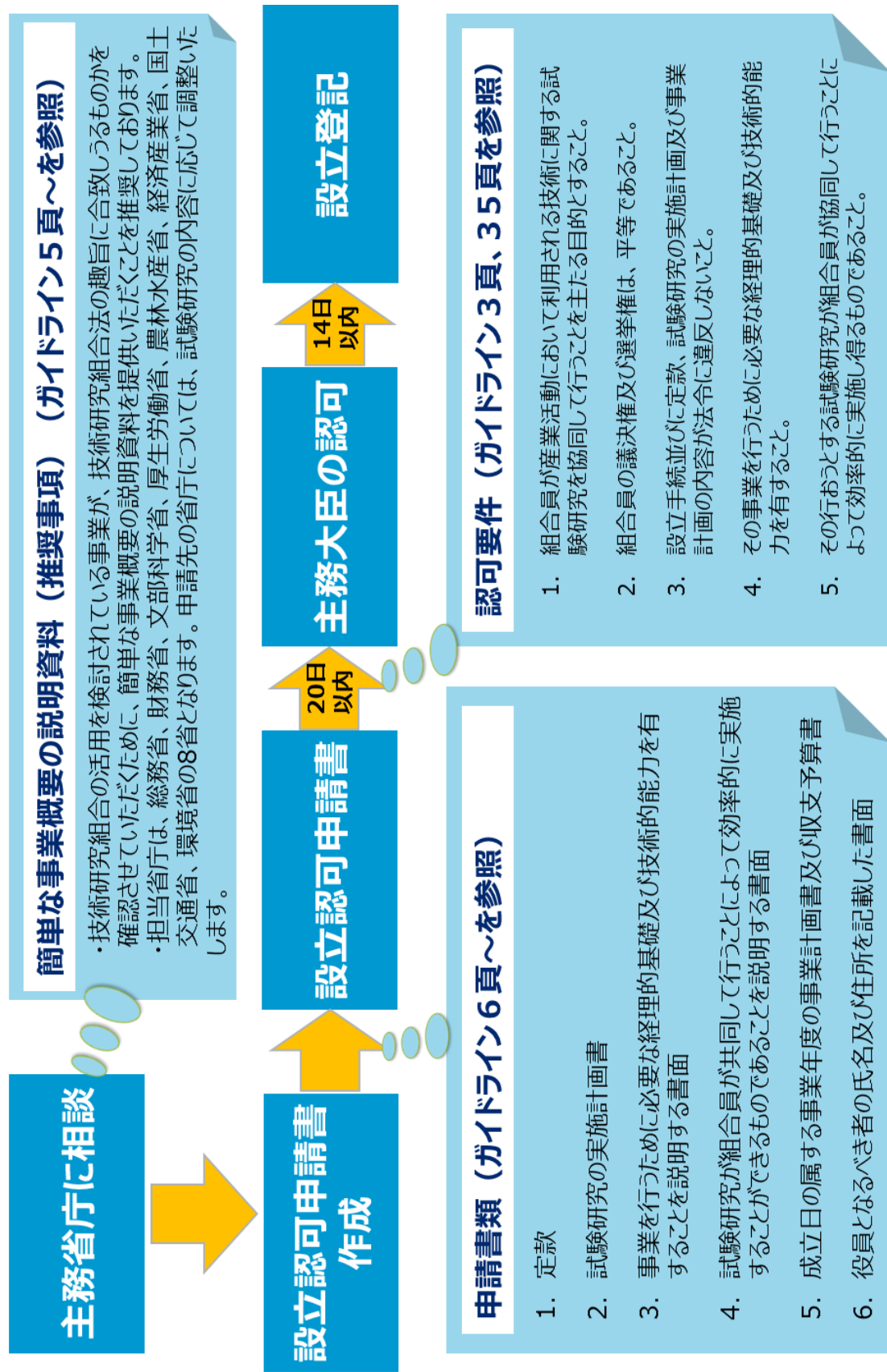
主務省庁に事前に相談（組合設立の検討について） [推奨事項]	（申請前に相談）
申請する組合員間の調整	
全組合員の同意に基づき主務大臣に申請 [法第 13 条第 1 項]	
主務大臣による認可 [法第 13 条第 2 項]	申請から 14 日程度
※認可後、各組合及び主務省庁による、各組合の基本 情報（組合員、理事長、試験研究概要、事業費、等） 等の情報発信・情報公開 [70 頁参照]	
登記の手続き [法第 145 条] ※組合は設立登記によって成立 [法第 14 条]	認可を受けた日 から 2 週間以内
税務の手続き（設立時の青色申告承認申請等）、 保険、労務等の手続き	

（c）組合設立認可要件

組合の設立が認可される要件は、次のとおりです [法第 13 条第 2 項]。

- ①組合員が産業活動において利用される技術に関する試験研究を協同して行うことを主たる目的とすること。
- ②組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。
- ③設立手続並びに定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- ④その事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- ⑤その行おうとする試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施し得るものであること。

(参考) CIP〔技術研究組合〕設立の流れと必要書類等



1. 設立を検討する組合の概要資料

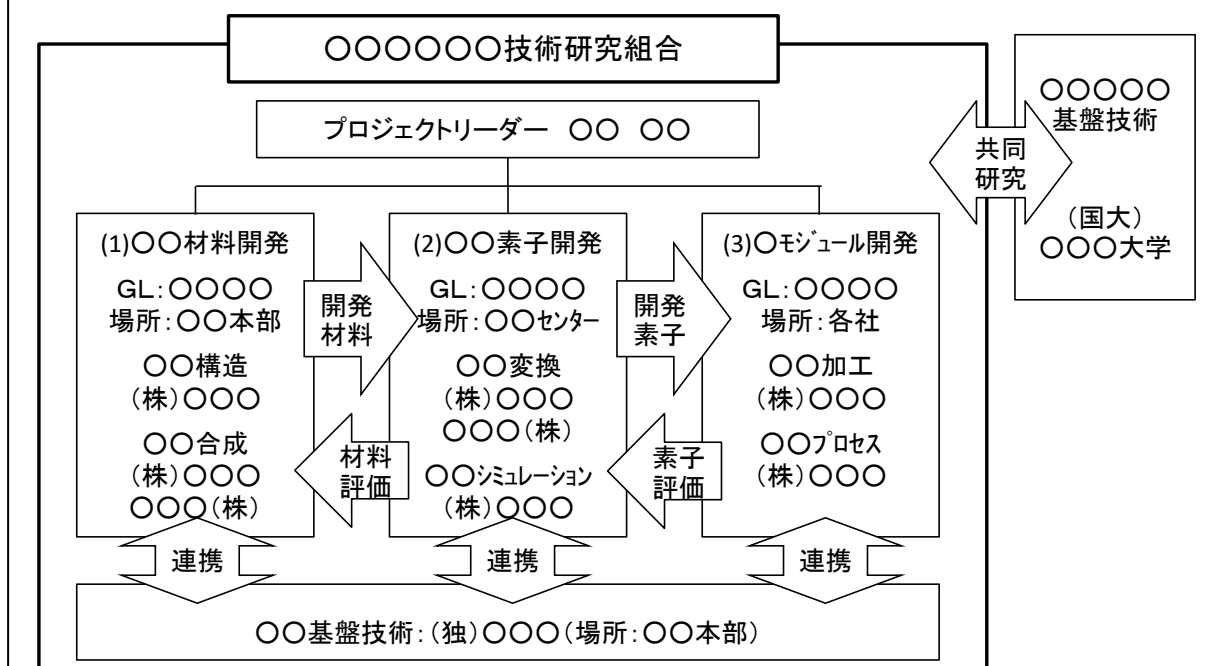
(1) 本資料の作成趣旨

組合の設立の検討に際して、関係者間で問題意識等を共有して効率的な検討を進めるため、及び主務省庁に詳細未定の段階から相談するために、試験研究の概要や研究開発体制等を記載した本資料を作成していただいております。また、本資料は、設立後の組合の紹介等の際にも活用することを予定しております〔70頁参照〕。

(2) 本資料の記載例

〇〇〇〇〇〇〇〇技術研究組合（略称：〇〇）の概要	
設立年月日：（設立相談中）	
理事長：〇〇 〇〇（（株）〇〇〇 代表〇〇）	
組合員：〇〇〇〇（株）、〇〇〇（株）、（株）〇〇〇〇	
【〇企業〇独法〇大学※各法人の数を記載】	
事業費：平成〇〇年度〇〇億円	
事業の概要：〇〇〇〇〇〇の研究開発。	
〇組合設立の目的	技術の判りやすいイメージ (技術の出口が判るよう)
〇実用化の方向性 ・（省エネ化、高性能化等について記載。）・	
〇事業化の目途の時期	

● 研究開発体制



2. 技術研究組合設立認可申請書

(1) 本書の作成趣旨

本書は、組合の設立認可申請のために、設立時組合員全員の同意によって作成するものです〔法第13条第1項並びに規則第5条及び様式第1〕。

(2) 本書の様式〔規則第5条及び様式第1〕

	年 月 日
殿	設立しようとする組合の名称及び住所 住 所 氏 名（名称） 設立時組合員 （*） 住 所

氏 名（名称）

技術研究組合設立認可申請書

技術研究組合法第13条第1項の規定により技術研究組合の設立の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 定 款
- 2 試験研究の実施計画書
- 3 事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することができるものであることを説明する書面
- 4 試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明する書面
- 5 成立の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 6 役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面

＊：設立時組合員は、全員について記載。

※：法人組合員は、代表権を持つ者の氏名を記載。

2－1．定款

（１）定款の作成趣旨

定款は、組合の運営に関する基本的事項を定めるため、及び設立認可申請のために、作成するものです〔法第13条第1項及び規則第5条〕。

（２）定款の必須記載事項等

定款には、少なくとも次の①から⑭までの14事項を定めなければなりません〔法第16条第1項〕。

①事業、②名称、③事務所の所在地、④組合員たる資格に関する規定、⑤組合員の加入及び脱退に関する規定、⑥費用の賦課に関する規定、⑦損失の処理に関する規定、⑧組合員の権利義務に関する規定、⑨事業の執行に関する規定、⑩役員に関する規定、⑪会議に関する規定、⑫会計に関する規定、⑬残余財産の処分に関する規定、⑭公告方法

加えて、定款の定めがなければ効力を生じない事項や、その他の事項で法に違反し

ないものを記載することができます〔法第１６条第９項〕。

なお、定款の変更は、総会による特別決議が必要であり〔法第５１条〕、主務大臣の認可を受けなければ効力を生じません〔法第１７条〕。

（３）定款の記載例

法で義務づけられている１４事項（義務的事項）、定款の定めがなければ効力を生じない事項（相対的事項）、任意に定める事項（任意的事項）を考慮して作成した記載例について、以下のとおり示します。

記載例中の記号の凡例

■＜ ＞ （黒四角＋括弧）	「義務的事項」、「相対的事項」及びそれらに関連した事項に付した記号。＜ ＞内部分について、適宜、書き換え・選択等する事を想定。
▲＜ ＞ （黒三角＋括弧）	「任意的事項」に付した記号。＜ ＞内部分について、適宜、書き換えて記載したり、記載しない事を想定。
●（黒丸）	引用条項に付した記号。引用元の条項番号がずれる場合は連動してずれる事を想定。

全体構成

章	条	参照頁
第１章 総則	第１条 事業	９
	第２条 名称	
	第３条 事務所の所在地	
第２章 組合員	第４条 組合員たる資格に関する規定	１０
	第５～７条 組合員の加入及び脱退に関する規定	
	第８条 費用の賦課に関する規定	１１
	第９条 損失の処理に関する規定	
	第１０～１３条 組合員の権利義務に関する規定	１１～１２
第３章 事業の執行	第１４条 事業の執行に関する規定	１２
第４章 役員	第１５～２１条 役員に関する規定	１３～１６
第５章 会議	第２２～３４条 会議に関する規定	１６～２２
第６章 会計	第３５・３６条 会計に関する規定	２２
	第３７条 残余財産の処分に関する規定	２３
第７章 雑則	第３８条 公告方法	
	第３９～４１条 規約、顧問、等	

附則（施行期日及び経過措置等）	24
-----------------	----

第1章 総則

（事業）

第1条 本組合は、■＜〇〇＞の状況の中で、〇〇を〇〇する課題を解決するために、次の事業を行う。

- (1) 組合員のために■＜〇〇＞に関する試験研究を実施すること。
- ▲＜(2) 組合員のために前号の試験研究の成果を管理すること。＞
- ▲＜(3) 組合員に対する技術指導を行うこと。＞
- ▲＜(4) 試験研究のための施設を組合員に使用させること。＞
- ▲＜(5) 前各号の事業に附帯する事業＞

- ※1 「事業」は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第1号〕。
- ※2 事業には、試験研究の課題を明確に記載しなければならない〔法第16条第4項〕。
- ※3 組合は、試験研究を行うことを主たる目的としなければならない〔法第3条第1項〕。
- ※4 組合の行える事業は、試験研究及び附帯事業など、制限されている〔法第6条〕。

（名称）

第2条 本組合は、■＜〇〇＞技術研究組合▲＜（英文名〇〇 Collaborative Innovation Partnership 等）＞と称する。

- ※1 「名称」は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第2号〕。
- ※2 名称中には、技術研究組合という文字を用いなければならない〔法第4条第1項〕。

（事務所の所在地）

第3条 本組合は、事務所を■＜〇〇県〇〇市＞に置く。

- ※1 「事務所の所在地」は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第3号〕。
- ※2 附則第2項参照。

第2章 組合員

（組合員の資格）

第4条 本組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に本組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者■＜であって、〇〇する／〇〇であるもの＞とする。

- ▲＜2 本組合は、前項に規定する者のほか、国立大学法人、産業技術研究法人、〇〇を組合員とすることができる。＞

- ※1 組合員の資格に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第4号〕。

- ※2 組合員の資格について、組合の試験研究の成果利用等の要件及び定款で要件を追加できる旨が定められている〔法第5条〕。
- ※3 ▲部分を記載する場合には、法第5条第2項及び技術研究組合法施行令第1条の要件の範囲内で記載。

(加入)

第5条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

- ※1 組合員の加入に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第5号〕。

(自由脱退)

第6条 本組合の組合員は、■＜90日前＞までに予告し、事業年度の終了の時に於いて脱退することができる。

- ※1 第6条及び第7条に関して、組合員の脱退に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第5号〕。
- ※2 組合員は、90日前までに予告し、事業年度終了時に脱退できる〔法第11条第1項〕。
- ※3 予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、1年を超えてはならない〔法第11条第2項〕。

(法定脱退)

第7条 本組合の組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 第●4条に規定する組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の決議によってすることができる。この場合は、本組合は、その総会の日より10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- ＜(1) 費用の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
 - (3) 本組合の名誉を著しく毀損する行為をした組合員＞

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

- ※1 第6条及び第7条に関して、組合員の脱退に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第5号〕。
- ※2 組合員は資格の喪失、除名等により脱退する〔法第12条第1項〕。
- ※3 組合員の除名は、総会の決議その他の所定の手続きが必要〔法第12条第2・3項〕。

(費用の賦課)

第8条 本組合は、■＜次に掲げる事項を考慮して、＞組合員に本組合の事業に要する費用を賦課することができる。

■＜(1) 本組合の行う試験研究の成果を利用する分量

(2) 組合員の事業規模及び法人属性等

(3) 新規に加入する組合員について、既存の組合員が過去に負担した金額

(4) 脱退する組合員について、脱退事業年度及びその翌事業年度以降に負担する金額＞

2 前項に規定する費用の賦課及び徴収の方法は、総会の決議により定める。

3 組合員は、前2項の費用の納付について、相殺をもつて本組合に対抗することができない。ただし、将来賦課されるべき費用の納付に充てることを約して本組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。

※1 費用の賦課に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第6号〕。

※2 組合は、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる〔法第9条第1項〕。

※3 組合員は、費用の納付について、原則、相殺不可だが、預託金については相殺可能〔法第9条第2項〕。

※4 費用の賦課は、総会の決議事項〔法第49条第1項第4号〕。

(損失の処理)

第9条 損失の処理の方法は、■＜事業年度ごとに総会において定める＞。

※1 損失の処理に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第7号〕。

(組合員名簿の作成等)

第10条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

2 組合員は、氏名又は名称及び住所又は居所を変更したときは、遅滞なく本組合に届け出なければならない。

※1 第10条から第13条までに關して、組合員の権利義務に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第8号〕。

※2 組合は、組合員名簿を作成しなければならない〔法第7条第1項〕。

(■＜議決権及び選挙権＞)

第11条 組合員は、■＜各々一個の議決権及び役員選挙権＞を有する。

2 組合員は、第●30条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、■＜議決権又は選挙権＞を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

▲＜3 組合員は、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。＞

4 前2項の規定により■＜議決権又は選挙権＞を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。▲＜この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明できる。＞

※1 第10条から第13条までに関して、組合員の権利義務に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第8号〕。

※2 組合員は、各々一個の議決権及び選挙権を有する〔法第8条〕。

※3 第1項の■＜＞部分について、第16条の役員の選び方を、「選挙」にした場合の記載例は「各々一個の議決権及び役員の選挙権」、「選任」にした場合の記載例は「各々一個の議決権」。

※4 第3～6項について、法第8条第3～6項を参照。

（守秘義務）

第12条 本組合の組合員（組合員が法人である場合には、その役員又は使用人）又は組合員であった者は、本組合の事業の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

※1 第10条から第13条までに関して、組合員の権利義務に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第8号〕。

（使用料及び手数料）

第13条 本組合は、施設等の使用料及び事務等の手数料を徴収することができる。

※1 第10条から第13条までに関して、組合員の権利義務に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第8号〕。

※2 組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる〔法第10条〕。

第3章 事業の執行

（事業の執行）

第14条 本組合は、第●1条の事業について、この定款、試験研究の実施計画及び毎事業年度の事業計画等に基づいて、適切に執行する。

※1 事業の執行に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第9号〕。

第4章 役員

(役員の定数)

第15条 本組合の役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 ■＜○人以上○人以内＞

(2) 監事 ■＜○人以上○人以内＞

※1 第15条から第21条までに関して、役員に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第10号〕。

※2 理事の定数は、3人以上とし、監事の定数は、1人以上とする〔法第21条第2項〕。

※3 役員の定数は、組合の規模等に応じた適正なものとし、上限と下限の幅は、成立要件がその時々で変わる等の弊害を防ぐために、可能な限り小さい（5人幅程度以下）事が望ましい。

※4 定数が1の時の記載例は「1人」、定数の差が1の時の記載例は「○人又は○人」。

★例1

(役員の選挙)

第16条 役員は、次に掲げる者のうちから総会において選挙する。

■＜(1) 組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人であって、立候補し、又は理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者。

(2) 組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人でない者であって、理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者。＞

2 役員の選挙は、■＜単記式／連記式＞無記名投票によって行う。

3 投票は、一人につき一票とする。

■＜4 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、抽選で当選人を定める。

5 第1項の総会の会日は、少なくともその20日前までに各組合員に通知し、かつ、公告するものとする。

6 第1項の規定による立候補又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の15日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。＞

7 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

★例2

(役員の選任)

第16条 役員は、総会において、第●32条の規定により選任する。

- ※1 第15条から第21条までに關して、役員に關する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第10号〕。
- ※2 役員を「選挙」と「選任」のどちらで選ぶのか、定款で定める必要がある〔法第21条第3項及び第12項〕。「選挙」の記載例は★例1、「選任」の記載例は★例2。
- ※3 役員選挙は、無記名投票によって行う〔法第21条第7項〕。
- ※4 投票は1人につき1票とする〔法第21条第8項〕。
- ※5 役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる〔法第21条第9項〕。

(役員資格)

第17条 本組合の理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人（組合員たる法人に代わって本組合の業務に關する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用人に限る。）でなければならない。

- ※1 第15条から第21条までに關して、役員に關する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第10号〕。
- ※2 理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは一定の権限を有する使用人でなければならない〔法第21条第4項〕。

(役員任期)

第18条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 ■＜2年＞

(2) 監事 ■＜4年＞

2 前項の任期は、任期中の最終の決算期に關する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員のために選挙された役員任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合においては、新たに選挙された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

- ※1 第15条から第21条までに關して、役員に關する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第10号〕。
- ※2 理事任期は2年以内、監事任期は4年以内、設立当初役員任期は1年以内、それらの任期は最終決算期に關する通常総会終結まで伸長可能〔法第25条〕。
- ※3 第3項について、第16条で役員を選任制にする場合、記載例中、「選挙」は「選任」となる。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第19条 役員が欠けた場合又はこの定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するま

で、なお役員としての権利義務を有する。

- ※1 第15条から第21条までに關して、役員に關する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第10号〕。
- ※2 役員に欠員を生じた場合、退任した役員は、新役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する〔法第26条〕。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、■＜理事の職務の執行／會計に關するもの＞を監査する。

2 監事は、いつでも、■＜理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をする／會計帳簿若しくはこれに關する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対して會計に關する報告を求める＞ことができる。

- ※1 第15条から第21条までに關して、役員に關する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第10号〕。
- ※2 監事は、「理事の職務の執行」を監査する〔法第27条第2項〕。一方、組合員の総数が千人以下の場合は、監事の監査の範囲を會計に關するものに限定することができる〔法第27条第4項〕。
- ※3 以下この「定款の記載例」の説明において、監事の監査の範囲を會計に關するものに限定する組合を「監査権限限定組合」、限定しない組合を「監査権限限定組合以外の組合」という。
- ※4 第1項及び第2項の■中、／の前は監査権限限定組合以外の組合の記載例、／の後は監査権限限定組合の記載例。
- ※5 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる〔法第27条第3項で準用する会社法第381条第2項〕。
- ※6 監事は、いつでも、會計帳簿又はこれに關する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対して會計に關する報告を求めることができる〔法第27条第5項で準用する会社法第389条第4項〕。

(理事長等)

第21条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とし、▲＜必要に応じて常務理事を置くことができることとし、＞▲＜必要に応じて1人又は2人以上の業務担当理事を置くことができることとし、＞理事会において選任する。

2 理事長は、代表理事として本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

▲＜4 常務理事は、専務理事を補佐して本組合の業務を執行する。＞

▲＜4 業務担当理事は、理事会において別に定めるところにより、試験研究の実施に關する業務を分担執行する。＞

5 理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事の

うちから理事長の代理者又は代行者 1 人を定める。

※1 第 15 条から第 21 条までに関して、役員に関する規定は、定款で定めなければならない [法第 16 条第 1 項第 10 号]。

※2 理事会は、代表理事を選定しなければならない [法第 31 条]。

第 5 章 会議

(理事会の権限等)

第 22 条 本組合の業務の執行は、理事会が決する。▲<ただし、日常の業務その他理事会が定めるものについては、理事長又は常務会が決することができるものとし、理事長又は常務会は決定事項を理事会に報告する。>

▲<2 前項の規定にかかわらず、試験研究の実施に関する日常の業務その他理事会が定めるものについては、試験研究の課題を構成するテーマごとに業務担当理事が分担決定することができるものとし、業務担当理事は決定事項を理事会に報告する。この場合において、同一のテーマを分担する業務担当理事が 2 人以上ある場合にあっては、当該テーマについては、その過半数をもって決定する。>

※1 第 22 条から第 34 条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない [法第 16 条第 1 項第 11 号]。

※2 組合の業務の執行は、理事会が決する [法第 28 条第 3 項]。ただし、法令及び定款によって特に総会又は理事会の決議事項とされた以外の事項の意思決定の権限は、定款又は理事会の決議で、代表理事、常務会または、業務担当理事等に委任することが可能。

(常務会)

▲<第 22 条の 2 本組合は、理事長、専務理事その他理事会において選任する理事から構成される常務会を置くことができる。

2 常務会の組織及び運営に関する事項は、内規で定める。>

※ 理事長を中心とした少数の理事により構成される会議体を置く場合の規定例。

(運営委員会)

▲<第 22 条の 3 本組合は、理事会において選任する委員から構成される一又は二以上の運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会は、試験研究の課題を構成するテーマごとに置かれ、試験研究の実施に関する事項について審議及び連絡調整を行う。

3 運営委員会の委員のうち 1 人を運営委員長とし、理事会において選任する。

4 理事長又は業務担当理事は、第 22 条第 1 項又は同条第 2 項に定める事項の決定の全部又は一部を運営委員長又は運営委員会に委任することができる。

5 運営委員長は、試験研究の実施に関する事項について、前項の委任に基づき運営委員会の審議を経て自ら決定し、又は前項の委任に基づく運営委員会の決定に従い、理事長又は業務担当理事から委任を受けた範囲内において、これを執行する。

6 運営委員会の組織及び運営に関する事項は、内規で定める。＞

※ 試験研究の課題を構成するテーマごとに運営委員会を置き、理事長等が日常の業務等にかかる意思決定の権限を運営委員長又は運営委員会に委譲する場合の規定例。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、■＜各理事／理事長＞が招集する。

■＜2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところに従い、他の理事が理事会を招集する。＞

■＜3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。＞

■＜4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。＞

※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第11号〕。

※2 理事会は、各理事又は定款で定める理事が招集する〔法第29条第6項で準用する会社法第366条〕。

※3 上記記載例中、第1項で「各理事が招集」とした場合は、第2項～第4項は不要。

(理事会招集の手続)

第24条 理事会を招集する者は、理事会の日の■＜1週間＞前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第11号〕。

※2 理事会を招集する者は、1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）前までに通知しなければならない〔法第29条第6項で準用する会社法第368条第1項〕。

※3 理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる〔法第29条第6項で準用する会社法第368条第2項〕。

※4 監査権限限定組合以外の組合〔第20条※3参照〕は、第1項の通知を監事にも発し、第2項の同意を監事からも得る必要がある〔法第29条第6項で準用する会社法第368条〕。

(理事会の決議)

第25条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の■＜過半数＞が出席し、その■＜過半数＞をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第11号〕。

※2 理事会の決議は、理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上）が出席し、その過半数をもって行う〔法第29条第1項〕。

※3 特別利害関係理事は、議決に加わることができない〔法第29条第2項〕。

※4 組合は、書面等議決を定款で定めることができる〔法第29条第3項〕。

※5 理事全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、みなし決議が可能〔法第29条第4項〕。

※6 理事の全員に通知したときは、理事会へ報告することを要しない〔法第29条第5項〕。

※7 第4項について、監査権限限定組合以外の組合〔第20条※3参照〕は、監事が当該提案について異議を述べたときは、みなす事できない〔法第29条第4項〕。

▲＜（理事会の議長）

第26条 理事会においては、理事長又は理事会において選任される者が、その議長となる。＞

※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第11号〕。

※2 議長の選任について、総会は法に制限があるが〔法第50条第2項〕、理事会はない。

(理事会の議事録)

第27条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 理事会の議事録は、開催された日時及び場所■＜（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）＞、議事

の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の技術研究組合法施行規則（以下「規則」という。）第14条第3項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

3 規則第14条第4項各号に掲げる理事会の決議があったものとみなされた場合及び理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- ※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第11号〕。
- ※2 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事等は、これに署名等しなければならない。〔法第30条第1項及び第2項〕。
- ※3 理事会の議事録は、日時、場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）、議事の経過、出席理事の氏名等を内容としなければならない〔規則第14条第3項及び第4項〕。
- ※4 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、出席した理事は、電子署名しなければならない〔法第30条第2項〕。

（通常総会の招集）

第28条 通常総会は、毎事業年度終了後■<○ヶ月>以内に、理事会の決議を経て、■<理事長>が招集する。

- ※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第11号〕。
- ※2 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。〔法第44条〕。
- ※3 総会の招集は、法に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する〔法第47条第2項〕。
- ※4 通常総会の開催時期に関して、決算関係書類を通常総会に提出しなければならない〔法第38条第7項〕一方、法人税の確定申告期限は2月以内（延長が認められる場合もある）〔法人税法第74条及び第75条〕。

（臨時総会の招集）

第29条 臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の決議を経て、■<理事長>が招集する。

2 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

- ※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第11号〕。

- ※2 臨時総会は、定款で定めるところにより、いつでも招集できる [法第45条第1項]。
- ※3 総会の招集は、法に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する [法第47条第2項]。
- ※4 総組合員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上が総会の招集を請求したときは、理事会は、20日以内に臨時総会の招集を決しなければならない [法第45条第2項]。
- ※5 第2項について、電磁的方法により行う場合には、法第45条第3項及び第4項を参照。

（総会招集の手続）

第30条 総会の招集は、総会の日[■]＜10日＞前までに、総会の目的である事項[■]＜及びその内容＞を示し、[■]＜書面又は電子メール＞により組合員に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- ※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない [法第16条第1項第11号]。
- ※2 総会の招集は、総会の日10日（これを下回る期間を定款で定めた場合にはその期間）前までに、総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない [法第47条第1項]。
- ※3 総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる [法第47条第3項]。

（総会の決議事項）

第31条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 試験研究の実施計画並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- (4) 費用の賦課及び徴収の方法
- (5) 本組合の解散
- (6) 組合員の▲＜加入又は＞除名
- (7) 事業の全部▲＜又は一部＞の譲渡
- (8) 技術研究組合法（以下「法」という。）第34条第5項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除
- (9) 毎事業年度の決算関係書類及び事業報告書
- (10) 本組合の組織変更、合併又は新設分割
- ▲＜(11) 役員の選任
- (12) 損失の処理＞

(13) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認める事項

- ※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない[法第16条第1項第11号]。
- ※2 次の事項は、総会の決議を経なければならない。[法第49条、第51条、第38条、第61条、第89条、第100条及び第109条等]。
定款の変更、規約の設定・変更又は廃止、試験研究の実施計画並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更、費用の賦課及び徴収の方法、組合の解散、組合員の除名、事業の全部の譲渡、法第34条第5項の規定による責任の免除、決算関係書類及び事業報告書、組織変更、吸収合併、新設合併、新設分割
- ※3 第16条で役員を「選任」にした場合の記載例は、「(11) 役員の選任」。
- ※4 第9条で損失の処理を総会決議事項とした場合の記載例は、「(12) 損失の処理」。

(総会の議事)

第32条 総会の議事は、法又はこの定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会においては、第●30条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、▲＜出席した組合員の3分の2以上の同意を得たとき及び＞同条第2項の規定により招集の手続を経ることなく開催する場合は、この限りでない。

- ※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない[法第16条第1項第11号]。
- ※2 総会の議事は、原則、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する[法第50条第1項]。
- ※3 議長は、総会において選任する[法第50条第2項]。
- ※4 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない[法第50条第3項]。
- ※5 総会では、あらかじめ通知した事項についてのみ議決できるが、定款で定めた場合及び法第47条第3項に規定する場合（招集の手続を経ることなく開催する場合）は、この限りでない[法第50条第4項]。

(特別の決議)

第33条 次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 本組合の解散

- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 法第34条第5項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除
- (6) 本組合の組織変更、合併又は新設分割

※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない[法第16条第1項第11号]。

※2 次に掲げる事項は、総組合員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）が出席し、その議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数による決議を必要とする[法第51条（第61条、第89条、第100条及び第109条等において準用する場合を含む）]。

定款の変更、組合の解散、組合員の除名、事業の全部の譲渡、法第34条第5項の規定による責任の免除、組織変更、吸収合併、新設合併、新設分割

（総会の議事録）

第34条 総会の議事については、議事録を作成▲＜し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印＞しなければならない。

2 総会の議事録は、開催された日時及び場所■＜（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）＞、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の規則第51条第3項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

※1 第22条から第34条までに関して、会議に関する規定は、定款で定めなければならない[法第16条第1項第11号]。

※2 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。[法第54条第1項]。

※3 総会の議事録は、日時、場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）、議事の経過、出席理事の氏名等を内容としなければならない[規則第51条第3項]。

第6章 会計

（事業年度）

第35条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

※1 第35条及び第36条に関して、会計に関する規定は、定款で定めなければならない[法第16条第1項第12号]。

（会計帳簿の作成）

第36条 本組合は、規則第43条から第45条までに規定するところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成するものとする。

※1 第35条及び第36条に関して、会計に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第12号〕。

※2 組合は、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない〔法第39条〕。

※3 組合が作成すべき会計帳簿に付すべき資産及び負債の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、規則第43条から第45条までに定めるところによる〔規則第43条第1項〕。

(残余財産の処分)

第37条 本組合の解散後の残余財産の処分は、■＜本組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して、総会の決議により定める方法＞により行う。

※1 残余財産の処分に関する規定は、定款で定めなければならない〔法第16条第1項第13号〕。

第7章 雑則

(公告方法)

第38条 本組合の公告は、■＜本組合の事務所の店頭に掲示する方法／官報に掲載する方法／日刊新聞紙に掲載する方法／電子公告＞により行う。

※1：公告方法は、定款で定めなければならない（法第16条第1項第14号）。

※2：電子公告とする場合は、法第16条第5～8項を参照。

▲＜（規約）

第39条 この定款に定めるもののほか、本組合の運営に関し必要な事項は、規約で定める。＞

※1 組合の運営に関し必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる〔法第18条〕。

▲＜（顧問）

第40条 本組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時本組合の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、本組合を代表することができない。＞

※1 組合は、顧問を置いて助言を求めることができる〔法第41条〕。

▲＜（参事及び会計主任）

第41条 本組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、主たる事務所において、本組合の業務を行わせることができる。

2 参事は、本組合に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があったときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。＞

- ※1 組合は、参事及び会計主任を選任することができる〔法第42条〕。
- ※2 参事は、組合に代わってその事業に関する行為をする権限を有する〔法第42条第2項で準用する会社法第11条〕。
- ※3 組合員は、総組合員の10分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の同意を得て、参事又は会計主任の解任を請求でき〔法第43条第1項〕、当該請求があったときは、理事会は、解任の可否を決しなければならない〔法第43条第4項〕。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款は、本組合の設立の登記の日から施行する。

- ※1 組合は、設立の登記によって成立する〔法第14条〕。

（設立当初の事務所の所在地）

- 2 本組合の設立当初の事務所の所在地は、■＜〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号＞に置く。

- ※1 本則第3条参照。

（設立当初の役員）

- 3 本組合の設立当初の役員は、第●16条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事長	〇〇	〇〇
専務理事	〇〇	〇〇
▲＜常務理事	〇〇	〇〇＞
理事	〇〇	〇〇
同	〇〇	〇〇
同	〇〇	〇〇
監事	〇〇	〇〇
同	〇〇	〇〇

- ※1 設立当初の役員は、定款で定めなければならない〔法第16条第2項〕。
- ※2 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上〔法第21条第2項〕。
- ※3 設立当初の理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員若しくは一定の権限を有する使用人でなければならない〔法第21条第4項〕。

(設立当初の役員の任期)

- 4 設立当初の役員の任期は、第●18条第1項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される通常総会の終結の時までとする。

(第1回事業年度)

- 5 第1回の事業年度は、第●35条の規定にかかわらず、本組合の設立の登記の日に始まり、■<○年3月31日>に終わる。

2-2. 試験研究の実施計画書

(1) 試験研究の実施計画書の作成趣旨

試験研究の実施計画書(以下この章において「実施計画書」という。)は、組合の試験研究を計画的に実施するため、及び設立認可申請のために、作成するものです〔法第13条第1項及び規則第5条〕。

(2) 実施計画書の必須記載事項等

実施計画書は、試験研究の課題ごとに作成し、少なくとも次の①から⑦までの7事項を記載しなければなりません〔規則第94条〕。

- ①試験研究の課題
- ②試験研究の目的
- ③試験研究の実施の場所
- ④試験研究のために使用される設備の概要
- ⑤試験研究の具体的内容
- ⑥所要資金の額及びその調達の方法
- ⑦前各号に掲げるもののほか試験研究の実施に関する事項

(3) 実施計画書の記載例

試験研究の実施計画書

1. 試験研究の課題

○○という状況にあって、○○を使わない○○の実現が課題である。

2. 試験研究の目的

○○材料の○○性を高めることにより○○素子の高性能化を図るとともに、○

○の最適化により○○モジュールの省エネ化を図ることにより、これらの技術を、○○関連装置等への活用を中心として、実用化することを目的とする。

3. 試験研究の実施の場所

名称等	所在地
○○本部	○○県○○市○○ ○-○-○ (独) ○○○○内
○○センター	○○県○○市○○ ○-○-○ ○○○○ (株) 内
各社	○○県○○市○○ ○-○-○ (株) ○○○○内
	○○県○○市○○ ○-○-○ ○○○○ (株) 内
	○○県○○市○○ ○-○-○ (株) ○○○○内

4. 試験研究のために使用される設備の概要 ※主なものを記載

設備名	台数	場所	用途等
○○装置	2	○○本部	○○開発の○○試験用

5. 試験研究の具体的内容

テーマ	試験研究の具体的内容	目指す成果
(1)○○材料開発	○○と○○から、新たな○○を構築するために、○○の○○、○○の○○、○○の○○の各構成要素を組み合わせて、・・・・○○による○○技術を開発。	○○における○○を確立。
(2)○○素子開発	○○と○○から、新たな○○を構築するために、○○の○○、○○の○○、○○の○○の各構成要素を組み合わせて、・・・・○○による○○技術を開発。	○○の検出を可能にする。
(3)○○モジュール開発	○○と○○から、新たな○○を構築するために、○○の○○、○○の○○、○○の○○の各構成要素を組み合わせて、・・・・○○による○○技術を開発。	○○において○○を実現。

6. 所要資金の額及びその調達の方法

(単位：百万円)

区 分		n 年度	n + 1 年度	n + 2 年度	合計
収 入	賦課金	300 (300)	300 (300)	300 (300)	900 (900)

	事業収入	200 (600)	下記ふきだし記載の公的資金の採 択が採択された場合に、他の金額 に変更があれば () 内に記載。		600 (1800)
	合計	500 (900)	500 (900)	500 (900)	1,500 (2700)
支 出	事業費	450 (800)	下段 () 内には未採択の公的資金 を含めた金額を記載。		1,350 (2400)
	管理費	50 (100)	50 (100)	50 (100)	150 (300)
	合計	500 (900)	500 (900)	500 (900)	1,500 (2700)

※公的資金の採択がある場合は、事業収入に含む。

※未採択の公的資金がある場合には、上段に未採択の公的資金を含まない計画金額を記載し、下段 () 内に未採択の公的資金を含む計画金額を記載。

7. 試験研究の実施体制

(1) 全体の体制

別添「研究開発体制」参照。

※6頁の研究開発体制又はそれに類するものを添付することを想定。

(2) 職員（研究者）体制

テーマ	場所	研究者の概 算人数	親元企業等
(1) ○○材料開 発	○○本部	20	組合
		10	(株)○○、○○(株)、○ ○(株)
	各社	5	(株)○○、○○(株)、○ ○(株)
		3	(株)○○、○○(株)
(2) ○○素子開 発	○○センター	4	組合
		5	(株)○○、○○(株)
(3) ○○モジュール	各社	4	(株)○○、○○(株)

開発		5	(株)〇〇、〇〇(株)
合計	〇〇本部	30	
	〇〇センター	9	
	各社	17	
	計	56	

(3) 常勤役員及び職員（事務員）体制

場所	役職等	概算人数	親元企業等
〇〇本部	専務理事	1	組合
	事務員	2	(株)〇〇、〇〇(株)
合計		3	

8. 知的財産に関する計画

(1) 知財マネジメント

- ・ 〇〇に関する知財については組合が所有し、〇〇に関する知財については、組合員が所有することによって、効率的な知財活用を図る。
- ・ 組合員が組合の知財を活用する際の実施料の額は、〇〇とし組合員の技術開発の活性化を図る。 等

(2) 知的財産の内容及び出願計画

※出願計画がある場合は、以下に倣って記載する。

- ・ 〇〇の〇〇化に関する技術については、〇年〇月～〇年〇月に〇〇に関する特許を出願する。
- ・ 〇〇を〇〇下で使用可能にする技術については、〇年〇月～〇年〇月に〇〇の〇〇化に関する特許を出願する。 等

9. 実用化に関する計画

★例 1

〇年度末までに、〇〇に関する技術目標を達成し、当該成果を活用して、〇年

度中に、組合を株式会社に組織変更し、〇〇関連製品の製造販売を行う。

〇〇の全部が不可能な場合には、一部を切り出して、新設分割により株式会社を設立し、〇〇関連製品の製造販売を行う。

★例 2

〇〇プロジェクトが終了する〇年度末、組合を解散し、成果を各組合員が持ち帰り、〇年度までに、〇〇関連製品の製造販売を行う。

2-3. 事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することができるものであることを説明する書面

(1) 本書面の作成趣旨

本書面は、組合の設立認可申請のため〔法第13条第1項及び規則第5条〕、及び設立認可の審査に際し、「その事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること」〔法第13条第2項第3号〕を説明するために、作成するものです。

(2) 本書面の記載例

事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を
有することができるものであることを説明する書面

設立しようとする組合は、以下のとおり、事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することができるものであることを説明します。

1. 経理的基礎

(1) 賦課金収入

(単位：百万円)

組合員名	n 年度	n + 1 年度	n + 2 年度	合計
〇〇 (株)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	300 (300)
〇〇 (株)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	300 (300)
(株) 〇〇	100 (100)	100 (100)	100 (100)	300 (300)
合 計	300 (300)	300 (300)	300 (300)	900 (900)

未採択の公的資金が採択された場合に、賦課金の計画額に変更があれば () 内に記載。

※ 上記賦課金を負担する各組合員の経理状況

(単位：百万円)							
組合員名	資本金	過去3事業年度の売上高及び経常利益					
		○年度		○年度		○年度	
		売上高	経常利益	売上高	経常利益	売上高	経常利益
〇〇 (株)	100	1,234	123	1,234	123	1,234	123
(株) 〇 〇	200	12,345	1,234	12,345	1,234	12,345	1,234
〇〇 (株)	50	123	12	123	12	123	12

(2) 事業収入

未採択の公的資金がある場合は、その公的資金を含めた事業収入を0内に記載。

項 目	n 年度	n + 1 年度	n + 2 年度	合計
〇〇に関する委託費	200 (600)	200 (600)	200 (600)	600 (1800)

(単位：百万円)

※公的資金の採択がある場合は、事業収入に含む。
 ※未採択の公的資金がある場合には、上段に未採択の公的資金を含まない計画金額を記載し、下段 () 内に未採択の公的資金を含む計画金額を記載。

2. 技術的能力

(1) 組合員の技術的能力

組合員名	保有技術等	本組合における活用等
(株)〇〇	〇〇に関する特許を保有し、〇〇の実績を有している。	〇〇で蓄積した〇〇技術は、本組合の〇〇開発の推進に、有効。
〇〇(株)	〇〇装置に関して世界シェア〇%の実績を有しており、関連する〇〇技術及びノウハウの蓄積がある。	本組合で実施する〇〇の開発には、当該社の〇〇技術が不可欠。

2-4. 試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明する書面

(1) 本書面の作成趣旨

本書面は、組合の設立認可申請のため〔法第13条第1項及び規則第5条〕、及び設立認可の審査に際し、「その行おうとする試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施し得るものであること」〔法第13条第2項第4号〕を説明するために、作成するものです。

（２）本書面の記載例

試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に
実施することができるものであることを説明する書面

設立しようとする組合は、以下のとおり、試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明します。

1. ○○の融合による効率的実施

○○に関する試験研究は、○○の解析、○○の○○化、及び○○の最適化などの要素を組み合わせ、○○装置の高性能化及び省エネ化を図るものであり、○○メーカー及び○○関連会社が協同して試験研究を行うことにより、効率的な実施が可能になる。具体的には、以下のとおり。

（１）○○材料の解析技術を有する○○（株）と焼結に係る○○技術を有する○○（株）が協同して試験研究を行うことにより、○○素子の○○化に係る開発を加速することが可能。

（２）○○（株）が有する○○フィルターの○○化技術と、○○社が有する○○液の○○反応に関する技術を組み合わせる相乗効果により、○○の浄化能力を飛躍的に高めることが可能。

（３）○○○○・・・

2. ○○の共同利用による効率的実施

○○関連材料を開発する○○（株）、○○（株）及び（株）○○が、各社に共通の○○基盤技術を開発するため、○○関連装置を共通で使用するにより、重複投資を避ける事が可能。

2-5. 成立の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成趣旨

事業計画書及び収支予算書は、①組合の設立認可申請時、②毎事業年度開始前、及び③計画等変更時における、試験研究等の計画及び収支予算を作成・変更し、全組合員で同意又は総会で決議するとともに、主務大臣に提出するために、作成するものです〔法第13条第1項、第20条第1・2項及び第49条第1項〕。

(2) 税額控除に関する留意点（必須記載事項等）

組合員が組合に支払う賦課金について、一定の要件を満たせば、「特別試験研究費」として、（試験研究費に係る分と合わせて）最大20%の税額控除を受けることが可能です。当該一定の要件として、組合の事業計画、定款又は規約に、次の①から⑥までの6事項が記載されていることとされています〔租税特別措置法（以下「租特法」という。）第42条の4第8項第10号、租特法施行令第27条の4第27項第6号、租特法施行規則第20条第25項〕。

- ①組合員の役割分担及びその内容
- ②試験研究の目的
- ③試験研究の内容
- ④試験研究の実施期間
- ⑤試験研究の実施場所
- ⑥その他参考となるべき事項

(3) 事業計画書の記載例

○年度 事業計画書		
1. 試験研究の目的		
○○材料の○○性を高めることにより○○素子の高性能化を図るとともに、○○の最適化により○○モジュールの省エネ化を図ることにより、これらの技術を、○○関連装置等への活用を中心として、実用化することを目的とする。		
2. 試験研究の内容		
テーマ	試験研究の内容	目指す成果
(1)○○材料開発	○年度は、○○と○○から、新たな○○を構築するために、○○の○○、○○の○○、○○の○○の各構成要素を組み合わせて、・・・・○○による○○技術を開発。	○年度は、○○における○○を確立。

(2)〇〇素子開発	〇年度は、〇〇と〇〇から、新たな〇〇を構築するために、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇の各構成要素を組み合わせて、・・・・〇〇による〇〇技術を開発。	〇年度は、〇〇の検出を可能にする。
(3)〇〇モジュール開発	〇年度は、〇〇と〇〇から、新たな〇〇を構築するために、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇の各構成要素を組み合わせて、・・・・〇〇による〇〇技術を開発。	〇年度は、〇〇において〇〇を実現。

3. 試験研究の実施期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

4. 試験研究の実施場所

名称等	所在地
〇〇本部	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 (独) 〇〇〇〇内
〇〇センター	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇 (株) 内
各社	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 (株) 〇〇〇〇内
	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇 (株) 内
	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 (株) 〇〇〇〇内

5. 組合員の役割分担及びその内容

組合員	役割分担及びその内容		
	(1)〇〇材料開発	(2)〇〇素子開発	(3)〇〇モジュール開発
(株) 〇〇	〇〇構造の解析		
〇〇 (株)	〇〇合成技術の分析	〇〇変換に係る〇〇の分析	
〇〇(株)	〇〇合成技術の開発	〇〇シミュレーションによる〇〇の解析	〇〇加工の開発
(株) 〇〇			〇〇プロセスの効率化に係る開発
(独) 〇〇	〇〇に関する基盤技術を活用して、各テーマ毎に共通する〇〇化を開発		

6. その他参考となるべき事項

★例1

(1) 知的財産に関する計画

★例 2

(1) 実用化に関する計画

(4) 収支予算書の記載例

〇〇年度収支予算書 自 〇年〇月〇日 至 〇年〇月〇日 〇〇技術研究組合 (単位：千円)			
収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 事業収入	200,000	I 事業費	450,000
	(600,000)		(800,000)
1. 〇〇補助金	150,000	1. 〇〇事業	400,000
	(350,000)		(550,000)
2. 〇〇委託費	50,000	2. 〇〇事業	50,000
	(250,000)		(250,000)
II 賦課金等収入	300,100	II 一般管理費	50,000
	(300,100)		(100,000)
1. 賦課金	300,000	1. 〇〇費	35,000
	(300,000)		(70,000)
2. 〇〇使用料	100	2. 〇〇費	15,000
	(100)		(30,000)
III 〇〇収入	200	III 〇〇費	300
	(200)		(300)
	500,300	合 計	500,300
	(900,300)		(900,300)

採択予定（未採択）の公的資金を含めた金額を（ ）内に記載。また、採択により他の金額に変更が生じる場合は他の項目の（ ）内も修正する

2-6. 役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面

(1) 役員を選出に係る留意点

組合の役員は、各組合の定款に定める定数の範囲内で選出する必要があり〔各組合の定款〕、理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは一定の権限を有する使用人（※）でなければなりません〔法第21条第4項〕。

※ 一定の権限を有する使用人：組合員たる法人に代わって組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用人〔法第21条第4項〕

(2) 役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面の作成趣旨

本書面は、組合の設立認可申請のため〔法第13条第1項及び規則第5条〕、及び設立認可の審査に際し、組合の業務を執行する理事及び会計監査等を行う監事を説明するために、作成するものです。

(3) 役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面の記載例

役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面			
氏名	住所	組合の役職	所属先及び役職
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	理事長	株式会社〇〇 代表取締役会長
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	専務理事	
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	理事	〇〇株式会社 代表取締役社長
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	監事	〇〇会計事務所 公認会計士

2-7. 設立申請時の主な審査ポイント

認可要件	審査箇所	審査のポイント
組合員が産業活動において利用される技術に関する試験研究を協同して行うことを主たる目的とすること。	●定款 ●実施計画書	技術研究組合は、産業活動において利用される技術に関する試験研究を協同して行うことを主たる目的とするものであるか。
組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。	●定款	技術研究組合は、試験研究に関する相互扶助を目的とした組織であることから、組合員は、その賦課される費用の額や技術研究組合の業務に対する貢献の程度に差がある場合であっても、各々一個の議決権及び選挙権を有する者であるか。
設立手続並びに定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。	●設立認可申請書 ●定款 ●実施計画書 ●成立の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書 ●役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面	(1) 設立手続 設立時組合員が2者以上であり、技術研究組合法第5条に定められる組合員資格を満たしているか。 (2) 定款 定款に技術研究組合法第16条に規定する事項が定められていること。また、その内容が法令に違反していないか。 (3) 試験研究の実施計画及び事業計画 試験研究の実施計画が、技術研究組合法その他の法令に違反しないか。
その事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。	●実施計画書 ●成立の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書 ●事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することができるものであることを説明する書面	(1) 経理的基礎 各組合員の課課金の額及びその拠出元の直近財務、公的資金等事業費の有無。試験研究内容に対する金額の妥当性等。 (2) 技術的能力 組合の事業を行うために必要な技術を各組合員が有しているか。
試験研究が組合員が共同で行うことで効率的に実施し得るものであること。	●実施計画書 ●試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明する書面	技術研究組合の行おうとする試験研究が、組合員が共同で行うことによって、個々の組合員が単独で行うよりも効率的に行い得るものであるか。

第2章 運営

組合の運営にあたっては、毎事業年度の事業計画等の届出〔法第20条第1項〕、事業報告書等の提出〔法第175条第1項〕、定款の変更の認可申請〔法第17条〕など、法令に基づく所定の手続きが必要になります。

本章では、組合の運営に必要な法令上の手続き及び共同研究を効果的に実施するための推奨事項について説明します。

本章で説明する、組合の年間の主な届出書類等の一覧について、表2のとおり示します。

表2 組合の年間の主な届出書類等一覧

時期	届出書類等	届出期限等	参照頁
期末	1. 事業計画及び収支予算の届出 〔法第20条第1項〕	事業年度開始前	38
期首	2. 事業報告書等の提出 〔法第175条第1項〕	通常総会の終了の日から2週間以内	42
頻出例 事務所移転 公的資金採択 役員改選	3. 定款の変更の認可申請 〔法第17条〕	(変更前に相談)	56
	4. 規約の設定、変更又は廃止の届出 〔法第18条第2項〕	設定し、変更し、又は廃止した日から2週間以内	60
	5. 事業計画又は収支予算の変更の届出 〔法第20条第2項〕	変更の日から2週間以内	63
	6. 役員の変更の届出 〔法第22条〕	変更の日から2週間以内	66
発生時	7. 試験研究の実施計画の変更等の報告 〔推奨事項〕	(変更後)	69
	8. 組合員の変更の報告 〔推奨事項〕	(変更後)	
	9. 定期調査等 〔推奨事項〕	(各対応期限)	
	10. 情報発信・情報公開 〔推進事項〕	(適宜)	70

1. 事業計画及び収支予算の届出

組合は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣に届け出なければなりません〔法第20条第1項〕。また、当該事業計画及び収支予算は、総会の決議を経なければなりません〔法第49条第1項〕。

事業計画及び収支予算の届出書類一覧及び関係スケジュールについて、表2-1-1及び表2-1-2のとおり示します。

表2-1-1 事業計画及び収支予算の届出書類一覧〔規則第9条及び様式第4〕

提出書類	参照頁
(1) 事業計画及び収支予算届出書	38
(2) 事業計画書及び収支予算書	39
(3) 設定の決議をした総会の議事録の謄本	

表2-1-2 事業計画及び収支予算の届出関係スケジュール

対応事項等	期限等
理事会の決議（総会の招集の決定） 〔法第47条第2項〕	
総会の決議（事業計画及び収支予算の設定） 〔法第49条第1項〕	
主務大臣に届出（届出書及び添付書類） 〔法第20条第1項〕〔規則第9条及び様式第4〕	事業年度開始前

（1）事業計画及び収支予算届出書

事業計画及び収支予算届出書の様式は、次のとおりです〔規則第9条及び様式第4〕。

年 月 日
殿
組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名
事業計画及び収支予算届出書
事業計画及び収支予算を設定しましたので、技術研究組合法第20条第1項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業計画書及び収支予算書
- 2 設定の決議をした総会の議事録の謄本

(2) 事業計画書及び収支予算書

事業計画書及び収支予算書の「作成趣旨」、「税額控除に関する留意点」及び「記載例」について、32頁を参照願います。

また、作成した事業計画又は収支予算書を変更する場合には、63頁を参照願います。

(3) 設定の決議をした総会の議事録の謄本

総会の議事については、議事録を作成しなければならず〔法第54条第1項〕、「開催日時及び場所」、「議事の経過の要領及びその結果」等を記載しなければなりません〔規則第51条第3項〕。

総会の議事録の必須記載事項及び記載例について、①及び②のとおり示します。

① 総会の議事録の必須記載事項〔規則第51条第3項〕

- ①総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- ②総会の議事の経過の要領及びその結果
- ③規則第51条第3項第3号に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- ④総会に出席した理事又は監事の氏名
- ⑤総会の議長の氏名
- ⑥議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

②-1 総会の議事録の記載例（リアル組合総会を開催した場合）

第〇期 通常総会 議事録

〇〇技術研究組合

1. 開催日時及び場所等

- (1) 開催日時 〇年〇月〇日 〇〇～〇〇
- (2) 開催場所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 組合事務所
- (3) 出欠状況 ① 総組合員数 〇〇
② 出席者数 〇〇（本人〇〇、代理〇〇、書面〇〇）
- (4) 総会に出席した理事又は監事の氏名

理事 ○○ ○○、○○ ○○、○○ ○○ 監事 ○○ ○○

2. 議事の経過の要領及びその結果

司会者○○ ○○が開会を宣し、定足数を満たし有効に成立する旨告げ、議長の選任を諮ったところ、満場一致をもって○○ ○○が議長に選任され就任した。

第1号議案 ○年度事業報告書及び決算関係書類

議長は○○に原案を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異議なく承認した。

第2号議案 定款の変更

議長は○○に原案を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決した。

第3号議案 役員の選挙

定款第○条に基づき、○記式無記名投票を行った結果、次の者が理事及び監事に選出された。理事 ○○ ○○、○○ ○○、○○ ○○ 監事 ○○ ○○

以上をもって本総会の議案審議を全部終了したので議長は退任し、司会者は閉会を宣した。

○年○月○日

議長	理事長	○○	○○	印
	専務理事	○○	○○	印
	理事	○○	○○	印

②-2 総会の議事録の記載例(バーチャル組合総会を開催した場合)

*バーチャル組合総会の開催にあたっては、「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」(2021年5月〇日 経済産業省)も参照願います。

第〇回 通常総会 議事録

〇〇技術研究組合

1. 開催日時及び場所等【※】

- (1) 開催日時 〇年〇月〇日 〇〇～〇〇
(2) 開催場所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 組合事務所
(3) 出席状況 ①組合員総数 〇〇
②出席者数 〇〇(本人〇〇(うち、Web出席:〇〇)、代理〇〇、
書面〇〇)
(4) 総会に出席した理事又は監事の氏名
理事 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇 監事 〇〇 〇〇
(うち、Web出席:〇〇 〇〇、〇〇 〇〇)

2. 議事の経過の要領及びその結果

司会者〇〇 〇〇が開会を宣し、定足数を満たし有効に成立する旨を告げ、議長の選任を諮ったところ、満場一致をもって〇〇 〇〇が議長に選任され就任した。

また、本総会において、一部の組合員が当組合指定のウェブサイトログインする方法で参加しているところ、関連するシステムが特段の支障なく稼働していることが確認された。

第1号議案 〇年度事業報告書及び決算関係書類

議長は〇〇に原案を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異議無く承認した。

第2号議案 定款の変更

議長は〇〇に原案を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異議無く可決した。

第3号議案 役員の選挙

定款第〇条に基づき、〇記式無記名投票を行った結果、次の者が理事及び監事に選出された。理事 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇 監事 〇〇 〇〇

以上をもって本総会の議案審議を全部終了したので議長は退任し、司会者は経会を宣した。

議長 理事長 〇〇 〇〇 印
専務理事 〇〇 〇〇 印
理事 〇〇 〇〇 印

※ バーチャルオンリー型組合総会の場合の記載例は以下のとおり

1. 開催日時及び方法等

- (1) 開催日時 〇年〇月〇〇日 〇〇～〇〇

- (2) 開催方法 Web 会議システムによる
- (3) 出席状況 ①組合員総数 ○○
②出席者数 ○○(本人○○(全て Web にて出席)、代理○○、書面○○)
- (4) 総会に出席した理事又は監事の氏名
理事 ○○ ○○、○○ ○○、○○ ○○ 監事 ○○ ○○
(全てWebにて出席)

2. 事業報告書等の提出

組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、事業報告書及び決算関係書類を主務大臣に提出しなければなりません〔法第175条第1項〕。また、当該事業報告書等は、監事の監査、理事会の承認及び総会の承認を受けなければなりません〔法第38条第4・5・7項〕。

事業報告書等の提出書類一覧及び関係スケジュール並びに決算関係書類に共通の留意点について、表2-2-1、表2-2-2及び表2-2-3のとおり示します。

表2-2-1 事業報告書等の提出書類一覧〔規則第93条及び様式第19〕

提出書類	参照頁
(1) 決算関係書類提出書	4 3
(2) 事業報告書	
(3) 財産目録	5 1
(4) 貸借対照表	5 2
(5) 損益計算書	5 4
(6) 剰余金処分案又は損失処理案	5 5
(7) 通常総会の議事録の謄本	5 6

表2-2-2 事業報告書等の提出関係スケジュール

対応事項等	期限等
監事の監査（決算関係書類（及び事業報告書））〔法第38条第4項〕	
理事会の承認（事業報告書及び決算関係書類）〔法第38条第5項〕	
通常総会の承認（事業報告書及び決算関係書類）〔法第38条第7項〕	事業年度終了後2ヶ月（定款で別の期限を定めている場合は当該期限）

	以内に通常総会を開催
主務大臣に提出（提出書及び添付書類）〔法第175条第1項〕	通常総会の終了の日から2週間以内に主務大臣に提出

※法人税の確定申告期限：事業年度終了から2ヶ月（延長が認められた場合は当該期限）以内〔法人税法第74・75条〕。

表 2-2-3 決算関係書類に共通の留意点〔法第56条及び規則第19・20条〕

- ①組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- ②会計関連規定の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。
- ③決算関係書類に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位をもって表示するものとする。

（１）決算関係書類提出書

決算関係書類提出書の様式は、次のとおりです〔規則第93条及び様式第19〕。

年 月 日
殿 組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名 決算関係書類提出書 技術研究組合法第175条第1項の規定により、下記の書類を提出します。 記 1 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分（損失の処理）の方法を記載した書面 2 決算関係書類の承認をした通常総会の議事録の謄本

（２）事業報告書

事業報告書には、「事業活動の概況」、「運営組織の状況」及び「その他重要な事項」並びにそれらの内訳を記載しなければなりません〔規則第33～36条〕。

事業報告書の必須記載事項及び記載例について、①及び②のとおり示します。

① 事業報告書の必須記載事項〔規則第33～36条〕

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

- ①当該事業年度の末日における主要な事業内容
- ②当該事業年度における事業の経過及びその成果
- ③当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）
 - イ 資金の借入れその他の資金調達
 - ロ 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資
 - ハ 他の法人との業務上の提携
 - ニ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当該組合が存続するものに限る。）その他の組織の再編成
- ④直前三事業年度（当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない組合にあっては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況
- ⑤対処すべき重要な課題
- ⑥前各号に掲げるもののほか、当該組合の現況に関する重要な事項

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

- ①前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項
 - イ 開催日時
 - ロ 出席した組合員の数
 - ハ 重要な事項の決議状況
- ②組合員の数及びその増減
- ③役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項
 - イ 役員の氏名
 - ロ 役員の当該組合における職制上の地位及び担当
 - ハ 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実
 - ニ 役員と当該組合との間で補償契約（法第36条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項
 - (1) 当該役員の氏名
 - (2) 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）
 - ホ 当該組合が役員に対して補償契約に基づき法第36条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該組合が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

- へ 当該組合が役員に対して補償契約に基づき法第36条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額
 - ト 当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項
 - (1) 当該役員の氏名
 - (2) 法第27条第3項において準用する会社法第345条第1項の意見があったときは、その意見の内容
 - (3) 法第27条第3項において準用する会社法第345条第2項の理由があるときは、その理由
 - ④ 当該組合が保険者との間で役員賠償責任保険契約(法第36条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、次に掲げる事項
 - イ 当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲
 - ロ 当該役員賠償責任保険契約の内容の概要(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員賠償責任保険契約によって被保険者である役員(当該組合の役員に限る。)の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。)
 - ⑤ 職員の数及びその増減その他の職員の状況
 - ⑥ 業務運営の組織に関する次に掲げる事項
 - イ 当該組合の内部組織の構成を示す組織図
 - ロ 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要
 - ⑦ 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該組合の運営組織の状況に関する重要な事項
3. その他組合の状況に関する重要な事項(決算関係書類の内容となる事項を除く。)

② 事業報告書の記載例

○年度
事業報告書

自 ○年○月○日
至 ○年○月○日

〇〇技術研究組合	
目次	
I. 組合の事業活動の概況に関する事項	1
1. 当該事業年度の末日における主要な事業内容	2
II. 組合の運営組織の状況に関する事項	3
1. 総会の開催状況に関する事項	4
III. その他組合の状況に関する重要な事項	5
I. 組合の事業活動の概況に関する事項 1. 当該事業年度の末日における主要な事業内容 当期の末日における事業は、〇〇の開発、〇〇研究及び〇〇事業（当期で終了）である。 2. 当該事業年度における事業の経過及びその成果 当期における事業の経過及びその成果は以下のとおり。 (1) 〇〇の開発 〇〇を整備し、当該〇〇を活用して〇〇及び〇〇を実施し、〇〇を確立した。 (2) 〇〇研究 〇〇を実施し、〇〇の〇〇化により、〇〇を得た。 (3) 〇〇事業 〇〇の検証を行い、〇〇解析による〇〇の検出を可能にした。 (4) 附帯事業として株式を取得している会社の事業 組合の研究成果を活用して〇〇の販売等を行った（または今後行う予定）。 3. 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況 (1) 資金の借入れその他の資金調達 〇〇のため、〇〇銀行〇〇支店から総額〇〇円の借入れを行い、うち、〇〇円の返済を行った。この結果、期末日における借入れ残高は〇〇円となった。 (2) 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資 〇年〇月、〇〇に必要な〇〇関連装置を総額〇〇円で取得した。 (3) 他の法人との業務上の提携 〇年〇月～〇年〇月、〇〇大学と〇〇技術に関する共同研究を実施した。 (4) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併その他の組織の再編成 〇年〇月、〇〇を実用化するため、〇〇事業の一部を〇〇に対して、〇〇円で譲渡した。	

4. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

項 目	前期 (○年度)	前前期 (○年度)	前前前期 (○年度)
資産	10	10	10
負債	4	4	4
純資産	6	6	6
事業収益	200	200	200
賦課金等収入	300	300	300
事業費用	450	450	450
一般管理費	50	50	50
当期純利益	0	0	0

5. 対処すべき重要な課題

〇〇価格の高騰により、試験研究に必要な〇〇の調達が困難となっており、賦課金の増額、試験研究内容の見直し等が必要。

6. その他、組合の現況に関する重要な事項

〇〇について関係者間の調整を図りながら検討を進める必要がある。

II. 組合の運営組織の状況に関する事項

1. 総会の開催状況に関する事項

(1) 第○回通常総会

①開催日時 ○年○月○日 ○〇～〇〇

②出席した組合員の数 本人出席○人、代理出席○人、書面出席○人

③重要な事項の決議状況

第1号議案 ○年度事業報告書及び決算関係書類

第2号議案 定款の変更

第3号議案 費用の賦課及び徴収の方法

第1号議案及び第3号議案については、賛成多数により可決

第2号議案については、3分の2以上の賛成により可決

(2) 臨時総会

2. 組合員の数及びその増減

前年度末組合員数 ○〇

本年度増加組合員数 ○
本年度減少組合員数 ○
本年度末組合員数 ○○

3. 役員（直前の通常総会の日翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。）に関する事項¹

氏 名	組合における職制上の地位及び担当	他の法人の代表者等の場合、当該役職	当該事業年度中に辞任した場合、辞任年月日
○○ ○○	理事長	(株)○○代表取締役社長	
○○ ○○	専務理事		
○○ ○○	理事（○○担当）	○○(株)代表取締役会長	○年○月○日

組合が役員との間で技組法第36条の2第1項に規定する補償契約を締結している場合には、以下の事項を記載する。

（2）補償契約に関する事項

①契約の相手方（役員）の氏名

理事○○氏、監事○○氏

※組合との間で補償契約を締結している役員の氏名を記載すること

②当該契約の内容の概要

当組合は①の役員との間で、技術研究組合法第36条の2第1項に規定する補償契約を締結している。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において組合が補償することとしている。ただし、①の役員に故意又は重過失が認められる場合には当該役員に生じる防御費用については補償することができないこととするにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。

※補償の対象（技組法第36条の2第1項各号のいずれの事項が補償の対象となるか）を記載する。これに加え、契約によって当該理事又は監事の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合（補償契約において組合が補償する額について限度額を設けた場合や、組合が当

¹ 3.（2）～（4）については、経団連 HP に掲載されている「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」（改訂版）を参考に記載。

URL:<https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/024.html>

該理事又は監事に対して責任を追及する場合及び理事又は監事に故意又は重過失が認められる場合には理事又は監事に生じる防御費用については補償することができないこととした場合など) には、その内容をも記載する。

上記の補償契約に基づき組合が補償を行った場合、その内容に応じて、以下の事項を記載する。

(3) 補償契約に基づく補償に関する事項

①技術研究組合法第36条の2第1項第1号の費用の補償について

組合が、当該事業年度において、当該組合役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載

※「補償契約に基づき補償をした役員」が技組法第36条の2第1項第1号の職務の執行に関し、「法令の規定に違反したこと」又は「責任を負うこと」のいずれを知ったのかを明らかにして記載する必要があるが、費用の補償を受けた役員の氏名や法令違反等に該当する事実の概要等までを記載する必要はない。

②技組法第36条の2第1項第2号の損失の補償について

組合が技組法第36条の2第1項第2号の損失を補償した旨及び補償した金額を記載

※当該事業年度中に同一の事由に関して複数の役員に対して損失を補償したときであっても、個別の役員ごとに記載する必要はなく、当該役員らに対して補償した旨及び補償した金額の合計額をまとめて記載すれば足りる。
なお、技組法第36条の2第1項第2号イ又はロの損失のいずれを補償したかを明らかにして記載する必要があるが、損失の補償を受けた役員の氏名や損失の具体的な内容等を記載する必要はなく、補償契約に基づき役員に対して技組法第36条の2第1項第2号イ又はロに掲げる損失を補償した旨を記載すれば足りる。

組合が保険者との間で技組法第36条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を締結している場合、以下の事項を記載する。(ただし、技組法施行規則第16条の2各号に規定される保険契約を除く。)

(4) 役員賠償責任保険契約に関する事項

①当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当組合のすべての役員

※被保険者の氏名の記載までは要しないが、被保険者の範囲等の記載により、被保険者となる者が特定できることが必要である。

②当該役員賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が組合の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額組合が負担する。

※当該役員賠償責任保険契約の内容の重要な点（特約がある場合には、主契約と特約を合わせた契約全体の重要な点）を理解するに当たり必要な事項を記載することが求められ、「填補の対象とされる保険事故」の概要としては、その重要な点を理解するに当たり必要な事項を記載することが求められる。また、被保険者が実質的に保険料を負担している場合にはその負担割合を記載し、当該役員賠償責任保険契約によって被保険者である当該組合の役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容も記載する。なお、「被保険者である役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置」の一例としては、役員賠償責任保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととすることなどが考えられるが、特段の措置を講じていない場合には、記載を要しない。

4. 職員の数及びその増減その他の職員の状況

前年度末職員数 ○○

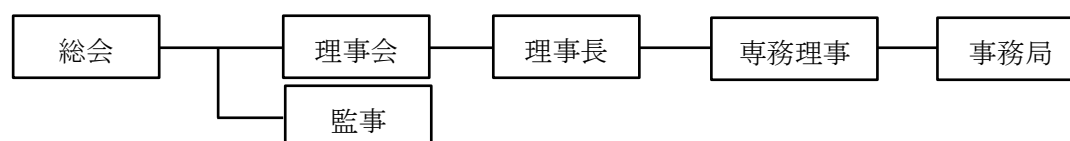
本年度増加職員数 ○

本年度減少職員数 ○

本年度末職員数 ○○

5. 業務運営の組織に関する事項

(1) 組合の内部組織の構成を示す組織図



(2) 組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要

〇〇交流会 〇〇分野の〇〇について情報交換その他の交流活動を実施。

6. 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地

主たる事務所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

従たる事務所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇研究施設 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

7. その他、組合の運営組織の状況に関する重要な事項

〇〇事業の本格化に伴って、組合の運営組織の増強が必要であり、現在、〇〇を〇〇する方向で調整中。

Ⅲ. その他組合の状況に関する重要な事項

新規組合員として加入を希望する企業が複数あり、組合の試験研究の内容、実施体制、定款、実施計画等を見直す必要がある。

(3) 財産目録

財産目録は、「資産」、「負債」及び「正味資産又は正味財産」の各部に区分して表示しなければなりません〔規則第22条〕。

財産目録の必須記載項目及び記載例について、①及び②のとおり示します。

① 財産目録の必須記載項目〔規則第22条〕

①資産

②負債

③正味資産又は正味財産

② 財産目録の記載例

財産目録 〇年〇月〇日現在 〇〇技術研究組合 (単位：円)	
摘 要	金 額

資産の部	
Ⅰ 流動資産	7,000,000
1. 現金及び預金	4,000,000
(1) 現金	100,000
(2) 預金	3,900,000
2. 前払費用	2,000,000
3. ○○	1,000,000
Ⅱ 固定資産	3,000,000
1. 有形固定資産	2,500,000
機械装置	1,500,000
工具器具備品	700,000
○○	300,000
2. 無形固定資産	500,000
○○	500,000
資産の部合計	10,000,000
負債の部	
Ⅰ 流動負債	3,000,000
1. 未払金	2,000,000
2. 未払法人税等	600,000
3. 預託金	300,000
4. ○○	100,000
Ⅱ 固定負債	1,000,000
1. ○○	1,000,000
負債の部合計	4,000,000
正味資産	6,000,000
(注) 1. ○○	

(4) 貸借対照表

貸借対照表は、「資産（流動資産・固定資産・繰延資産）」、「負債（流動負債・固定負債）」及び「純資産又は正味財産（剰余金・その他の純資産又は正味財産）」の部及び項目に区分して表示しなければなりません〔規則第23～27条〕。

貸借対照表の必須記載項目及び記載例について、①及び②のとおり示します。

① 貸借対照表の必須記載項目〔規則第23～27条〕

1. 資産
①流動資産
②固定資産
③繰延資産
2. 負債
①流動負債
②固定負債
3. 純資産又は正味財産
①剰余金
②その他の純資産又は正味財産

② 貸借対照表の記載例

貸借対照表			
〇年〇月〇日現在			
〇〇技術研究組合			
(単位：円)			
資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	7,000,000	(負債の部)	
1. 現金及び預金	4,000,000	I 流動負債	3,000,000
(1) 現金	100,000	1. 未払金	2,000,000
(2) 預金	3,900,000	2. 未払法人税等	600,000
2. 前払費用	2,000,000	3. 預託金	300,000
3. 〇〇	1,000,000	4. 〇〇	100,000
II 固定資産	3,000,000	II 固定負債	1,000,000
1. 有形固定資産	2,500,000	1. 〇〇	1,000,000
機械装置	1,500,000		
工具器具備品	700,000		
〇〇	300,000	負債合計	4,000,000
2. 無形固定資産	500,000	(純資産の部)	
〇〇	500,000	I 剰余金	5,000,000
III 繰延資産	0	II その他の純資産	1,000,000

		純資産合計	6,000,000
資産合計	10,000,000	負債及び純資産合計	10,000,000
(注) 1. ○○			

(5) 損益計算書

損益計算書は、「事業収益、賦課金等収入、事業費用、一般管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失」の各項目に区分して表示しなければなりません〔規則第28・29条〕。

損益計算書の必須記載項目及び記載例について、①及び②のとおり示します。

① 損益計算書の必須記載項目〔規則第28・29条〕

①事業収益
②賦課金等収入（法第9条第1項 又は法第10条の規定に基づき徴収したものをいう。以下同じ。）
③事業費用
④一般管理費
⑤事業外収益
⑥事業外費用
⑦特別利益
⑧特別損失

② 損益計算書の記載例

損益計算書		
自 ○年○月○日		
至 ○年○月○日		
○○技術研究組合 (単位：円)		
科 目	金 額	
事業収益		
○○補助金収入	150,000,000	
○○委託費収入	50,000,000	200,000,000
賦課金等収入		
賦課金	300,000,000	
○○使用料	100,000	300,100,000

事業費用		
〇〇事業費支出	400,000,000	
〇〇事業費支出	50,000,000	450,000,000
一般管理費		
〇〇〇	35,000,000	
〇〇〇	14,000,000	49,000,000
事業外収益		
受取利息	150,000	
〇〇	50,000	200,000
事業外費用	300,000	300,000
特別利益		0
特別損失		0
税引前当期純利益		1,000,000
法人税、住民税及び事業税		400,000
当期純利益		600,000

(6) 剰余金処分案又は損失処理案

剰余金処分案又は損失処理案は、「当期末処分剰余金、当期末処理損失金、次期繰越剰余金、次期繰越損失金」等の各項目に区分して表示しなければなりません〔規則第30～32条〕。

剰余金処分案又は損失処理案の必須記載項目及び記載例について、①及び②のとおり示します。

① 剰余金処分案又は損失処理案の必須記載項目〔規則第30～32条〕

1. 剰余金処分案
①当期末処分剰余金又は当期末処理損失金
②次期繰越剰余金
③前各号に属さない事項がある場合、その内容を適切に示す項目
2. 損失処理案
①当期末処理損失金
②次期繰越損失金
③前各号に属さない事項がある場合、その内容を適切に示す項目

② 剰余金処分案又は損失処理案の記載例

剰余金処分手案		〇〇技術研究組合
当期末処分剰余金	5,000,000 円	
これを次のとおり処分します。		
次期繰越剰余金	5,000,000 円	
損失処理事案		〇〇技術研究組合
当期末処理損失金	1,000,000 円	
これを次のとおり処理します。		
次期繰越損失金	1,000,000 円	

(7) 通常総会の議事録の謄本

総会の議事録の作成根拠、必須記載事項及び記載例について、38頁を参照願います。

3. 定款の変更の認可申請

組合の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません〔法第17条第1項〕。当該認可の要件は、組合設立認可の要件に準じています〔法第17条第2項〕。また、定款の変更を行うためには、総会における特別の決議が必要です〔法第51条〕。

定款の変更は、事業の変更など試験研究に係るもの、事務所の移転など管理に係るものを含めて、定款の内容が変わる全ての事項について、手続きが必要になります。

定款の変更をしようとする場合には、技術研究組合制度を活用して共同研究を効果的に実施する観点から、事前に主務省庁に相談の上で、組合内の検討を進めていただくようお願いします。

定款変更の認可申請書類一覧及び関係スケジュール並びに定款変更の認可要件について、表2-3-1、表2-3-2及び表2-3-3のとおり示します。

表2-3-1 定款変更の認可申請書類一覧〔規則第6条及び様式第2〕

提出書類	参照頁
(1) 定款変更認可申請書	57
(2) 変更しようとする箇所を記載した書面	58
(3) 変更の理由を記載した書面	59

(4) 変更の決議をした総会の議事録の謄本	
(5) 追加（変更）された試験研究の実施計画書	

表 2-3-2 定款変更の認可申請関係スケジュール

対応事項等	期限等
主務省庁に事前に相談（定款変更内容及び手続等） [推奨事項]	（変更前に相談）
理事会の決議（総会の招集の決定） [法第47条第2項]	
総会の特別の決議（定款の変更） [法第51条]	
主務大臣に申請（申請書及び添付書類） [法第17条第1項]	
主務大臣による認可 [法第17条第2項]	申請から20日程度
登記の手続き（登記内容に変更がある場合） [法第146条]	変更から2週間以内

表 2-3-3 定款変更の認可要件 [法第17条第2項で準用する第13条第2項]

①組合員が産業活動において利用される技術に関する試験研究を協同して行うことを主たる目的とすること。 ②組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。 ③設立手続並びに定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。 ④その事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。 ⑤その行おうとする試験研究が組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。
--

（1）定款変更認可申請書

定款変更認可申請書の様式は、次のとおりです [規則第6条及び様式第2]。

年 月 日
殿
組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名
定款変更認可申請書

技術研究組合法第17条第1項の規定により定款の変更の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 変更しようとする箇所を記載した書面
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 変更の決議をした総会の議事録の謄本
- (4 追加(変更)された試験研究の実施計画書)

(2) 変更しようとする箇所を記載した書面

変更しようとする箇所を記載した書面の記載例について、次のとおり示します。

変更しようとする箇所を記載した書面

〇〇技術研究組合定款変更案 新旧対照表

改正案	現行
(事務所の所在地) 第〇条 本組合は、事務所を〇〇県〇〇市に置く。	(事務所の所在地) 第〇条 本組合は、事務所を〇〇県〇〇市に置く。
(費用の賦課) 第〇条 (略) 2 (略) <u>3 組合員は、前2項の費用の納付について、相殺をもつて本組合に対抗することができない。ただし、将来賦課されるべき費用の納付に充てることを約して本組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。</u>	(費用の賦課) 第〇条 (同左) 2 (同左) (新設)
(役員の定数) 第〇条 本組合の役員の定数は、次のとおりとする。	(役員の定数) 第〇条 本組合の役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 <u>○人以上○人以内</u> (2) (略)	(1) 理事 <u>○人以上○人以内</u> (2) (同左)
-----------------------------------	------------------------------------

(3) 変更の理由を記載した書面

変更の理由を記載した書面の記載例について、次のとおり示します。

変更の理由を記載した書面 (1) 事務所の所在地の変更 ○○事業の拡充に伴って、○○に近い場所に事務所を置いて利便性を高めるとともに、執行体制の増強（現在○人→○人に増強）を図るために、事務所の所在地を変更する。 ・現在の事務所：所在地○○市○○○－○－○、面積○○㎡、賃料○○円／月 ・移転後の事務所：所在地○○市○○○－○－○、面積○○㎡、賃料○○円／月 (2) 預託金制度の創設 組合員の各事業年度の経費負担の平準化を図り、組合の賦課金収入の安定化を図るとともに、○○のために、預託金制度を創設する。 (3) 役員の定数の変更 ○○事業の拡充に伴って、○○担当理事を置いて事業の執行体制の強化を図るために、現在「○人以上○人以内」となっている理事の定数を「○人以上○人以内」に変更する。

(4) 変更の決議をした総会の議事録の謄本

総会の議事録の作成根拠、必須記載事項及び記載例について、39頁を参照願います。

(5) 追加（変更）された試験研究の実施計画書

試験研究の実施計画書の作成趣旨、必須記載事項等及び記載例について、25頁を参照願います。

4. 規約の設定、変更又は廃止の届出

組合は、組合の運営に関し必要な事項について、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができます〔法第18条第1項〕。組合は、規約を設定し、変更し、又は廃止したときは、2週間以内に、主務大臣に届け出なければなりません〔法第18条第2項〕。また、当該規約の設定等は、総会の決議を経なければなりません〔法第49条第1項〕。

規約の設定、変更又は廃止の届出書類一覧及び関係スケジュールについて、表2-4-1及び表2-4-2のとおり示します。

表2-4-1 規約の設定、変更又は廃止の届出書類一覧〔規則第7条及び様式第3〕

提出書類	参照頁
(1) 規約設定（変更・廃止）届出書	60
(2) 設定した規約	61
(3) 変更した箇所を記載した書面	
(4) 廃止した規約の名称を記載した書面	62
(5) 設定（変更・廃止）の理由を記載した書面	
(6) 設定（変更・廃止）の決議をした総会の議事録の謄本	

表2-4-2 規約の設定、変更又は廃止の届出関係スケジュール

対応事項等	期限等
理事会の決議（総会の招集の決定） 〔法第47条第2項〕	
総会の決議（規約の設定、変更又は廃止） 〔法第49条第1項〕	
主務大臣に提出（届出書及び添付書類） 〔法第18条第2項〕	設定し、変更し、又は廃止した日から2週間以内

（1）規約設定（変更・廃止）届出書

規約設定（変更・廃止）届出書の様式は、次のとおりです〔規則第7条及び様式第3〕。

年 月 日
殿

組合の名称及び住所

組合を代表する理事の氏名

規約設定（変更・廃止）届出書

規約を設定し（変更し、廃止し）ましたので、技術研究組合法第18条第2項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 設定した規約（変更した箇所を記載した書面、廃止した規約の名称を記載した書面）
- 2 設定（変更・廃止）の理由を記載した書面
- 3 設定（変更・廃止）の決議をした総会の議事録の謄本

（2）設定した規約

規約の記載例について、次のとおり示します。

〇〇技術研究組合〇〇規約

（目的）

第〇条 この規約は、〇〇技術研究組合における〇〇について、〇〇することを目的とする。

（定義）

第〇条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 〇〇 〇〇法（〇年法律第〇号）第〇条第〇項に規定する〇〇をいう。

(2) 〇〇 〇〇〇〇

（〇〇の〇〇）

第〇条 〇〇の試験研究に係る〇〇は、本組合に〇〇する。

（〇〇〇〇）

第〇条 〇〇〇〇

附則

1. この規約は、〇〇の日から施行する。

（3）変更した箇所を記載した書面

変更した箇所を記載した書面の記載例について、次のとおり示します。

変更した箇所を記載した書面	
〇〇技術研究組合〇〇規約変更案 新旧対照表	
改正案	現行
(〇〇〇〇) 第〇条 〇〇〇〇の割合は、 <u>当該〇〇</u> <u>に対して当該組合員がした負担及び</u> <u>寄与の程度を勘案して定める。</u>	(〇〇〇〇) 第〇条 〇〇〇〇の割合は、 <u>均等とす</u> <u>る。</u>

(4) 廃止した規約の名称を記載した書面

廃止した規約の名称を記載した書面の記載例について、次のとおり示します。

廃止した規約の名称を記載した書面
1. 〇〇技術研究組合〇〇規約 (〇年〇月〇日廃止)
2. 〇〇技術研究組合〇〇に関する規約 (〇年〇月〇日廃止)

(5) 設定(変更・廃止)の理由を記載した書面

設定(変更・廃止)の理由を記載した書面の記載例を次のとおり示します。

設定の理由を記載した書面
〇〇の取扱い等を定めることにより、〇〇の適正な管理及び試験研究の効率的な実施を図るため。
変更の理由を記載した書面
〇〇の取扱い等を〇〇から〇〇に変更することにより、〇〇の適正な管理及び試験研究の効率的な実施を図るため。
廃止の理由を記載した書面
〇〇の取扱い及び従来〇〇規約で定めていた〇〇の届出を統合して、新たに〇〇規約を設定したことにより、従来の〇〇規約が不要となったため。

(6) 設定(変更・廃止)の決議をした総会の議事録の謄本

総会の議事録の作成根拠、必須記載事項及び記載例について、39頁を参照願います。

5. 事業計画又は収支予算の変更の届出

組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、変更の日から2週間以内に、主務大臣に届け出なければなりません〔法第20条第2項〕。また、当該事業計画又は収支予算の変更は、総会の決議を経なければなりません〔法第49条第1項〕。

事業計画又は収支予算の変更は、年度途中において、公的資金の採択があった場合や、自主事業の拡充を行う場合などに発生することが考えられます。

事業計画書及び収支予算書の「作成趣旨」、「税額控除に関する留意点」及び「記載例」について、31頁を参照願います。

事業計画又は収支予算の変更の届出書類一覧及び関係スケジュールについて、表2-5-1及び表2-5-2のとおり示します。

表2-5-1 事業計画又は収支予算の変更の届出書類一覧〔規則第9条及び様式第5〕

提出書類	参照頁
(1) 事業計画（収支予算）変更届出書	63
(2) 変更した箇所を記載した書面	64
(3) 変更の理由を記載した書面	66
(4) 変更の決議をした総会の議事録の謄本	

表2-5-2 事業計画又は収支予算の変更の届出関係スケジュール

対応事項等	期限等
理事会の決議（総会の招集の決定） 〔法第47条第2項〕	
総会の決議（事業計画又は収支予算の変更） 〔法第49条第1項〕	
主務大臣に提出（届出書及び添付書類） 〔法第20条第2項〕	変更の日から2週間以内

（1）事業計画（収支予算）変更届出書

事業計画（収支予算）変更届出書の様式は、次のとおりです〔規則第9条及び様式第5〕。

年 月 日
殿
組合の名称及び住所

組合を代表する理事の氏名 事業計画（収支予算）変更届出書 事業計画（収支予算）を変更しましたので、技術研究組合法第20条第2項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。 記 1 変更した箇所を記載した書面 2 変更の理由を記載した書面 3 変更の決議をした総会の議事録の謄本

（２）変更した箇所を記載した書面

変更した箇所を記載した書面の記載例、変更前等事業報告書の記載例及び変更収支予算書の記載例について、①～③のとおり示します。

① 変更した箇所を記載した書面の記載例

変更した箇所を記載した書面 1. 事業計画書について、〇〇事業の実施に関する事項を追加した。詳細は、別添の変更前及び変更後の事業計画書のとおり。 2. 収支予算書について、〇〇事業に係る収支を追加した。詳細は、別添の〇〇年度変更収支予算書のとおり。

② 変更前及び変更後の事業報告書の記載例

<変更前> 〇〇年度事業計画書 (前略) 2. 試験研究の内容		
テーマ	試験研究の内容	目指す成果
(1)〇〇材料開発	(略)	(略)
(2)〇〇素子開発	(略)	(略)

(3)〇〇モジュール開発	(略)	(略)
(後略)		
＜変更後＞ 〇〇年度事業計画書 (前略) 2. 試験研究の内容		
テーマ	試験研究の内容	目指す成果
(1)〇〇材料開発	(略)	(略)
(1)-2 材料〇〇開発	〇年度は、〇〇と〇〇から、新たな〇〇を構築するために、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇の各構成要素を組み合わせて、・・・・・・〇〇による〇〇技術を開発。	〇年度は、〇〇における〇〇を確立。
(2)〇〇素子開発	(略)	(略)
(3)〇〇モジュール開発	(略)	(略)
(後略)		

③ 変更収支予算書の記載例

〇〇年度変更収支予算書						
自 〇年〇月〇日						
至 〇年〇月〇日						
〇〇技術研究組合						
(単位：千円)						
科 目		当初 予算額	変更額			変更後 予算額
			増加額	減少額	差引額	
収入 の 部	I 事業収入	200,000	40,000		40,000	240,000
	1. 〇〇補助金	150,000				150,000
	2. 〇〇委託費	50,000	40,000		40,000	90,000
	II 賦課金等収入	300,100	30,100		30,100	330,200
	1. 賦課金	300,000	30,100		30,100	330,100
	2. 〇〇使用料	100				100
	III 〇〇収入	200		△100	△100	100

	収入合計	500,300	70,100	△100	70,000	570,300
支出の部	I 事業費	450,000	60,000		60,000	510,000
	1. ○○事業	400,000				400,000
	2. ○○事業	50,000	60,000		60,000	110,000
	II 一般管理費	50,000	10,100		10,100	60,100
	1. ○○費	35,000	10,100		10,100	45,100
	2. ○○費	15,000				15,000
	III ○○費	300		△100	△100	200
	支出合計	500,300	70,100	△100	70,000	570,300

(3) 変更の理由を記載した書面

変更の理由を記載した書面の記載例について、次のとおり示します。

変更の理由を記載した書面	
1.	○○事業に採択された事に伴い、○○事業に係る事業計画を追加するとともに、○○補助金収入、賦課金、○○事業支出及び○○費が増加するため。
2.	○○が当初予定を下回り、○○収入及び○○支出が減少するため。

(4) 変更の決議をした総会の議事録の謄本

総会の議事録の作成根拠、必須記載事項及び記載例について、39頁を参照願います。

6. 役員の変更の届出

役員の変更に当たって、理事の理事会出席、役員の定款に定める定数、及び理事の資格について、35頁の「役員の選出に係る留意点」を参照願います。

役員の氏名又は住所に変更があったときは、その変更の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければなりません〔法第22条〕。

役員の変更は、総会における選挙又は選任〔法第21条第3項及び第12項〕、現職役員の退任又は住所変更等によるものが考えられます。

役員の変更の届出書類一覧及び関係スケジュールについて、表 2-6-1 及び表 2-6-2

のとおり示します。

表 2-6-1 役員の変更の届出書類一覧〔規則第10条及び様式第6〕

提出書類	参照頁
(1) 役員の氏名（住所）変更届出書	67
(2) 変更した事項を記載した書面	68
(3) 変更の年月日及び理由を記載した書面	

表 2-6-2 役員の変更の届出関係スケジュール

対応事項等		期限等
新任役員	現職役員	
理事会の決議（総会の招集の決定） 〔法第 4 7 条第 2 項〕	退任又は住所変更等	
総会における役員の選挙又は選任 〔法第 2 1 条第 3 項及び第 1 2 項〕		
理事会における理事長等の選定 〔法第 3 1 条第 1 項〕		
主務大臣に提出（届出書及び添付書類） 〔法第 2 2 条〕		変更の日から 2 週間以内
登記の手續（代表理事に変更がある場合） 〔法第 1 4 6 条〕		変更から 2 週間以内

（1）役員の氏名（住所）変更届出書

役員の氏名（住所）変更届出書の様式は、次のとおりです〔規則第10条及び様式第6〕。

年 月 日
殿 組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名 役員の氏名（住所）変更届出書 役員の氏名（住所）に変更がありましたので、技術研究組合法第22条の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記	
1	変更した事項を記載した書面
2	変更の年月日及び理由を記載した書面

(2) 変更した事項を記載した書面

変更した事項を記載した書面の記載例について、次のとおり示します。

変更した事項を記載した書面			
1. 変更後			
氏名	住所	組合の役職	所属先及び役職
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	理事長	株式会社〇〇 代表取締役会長
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	専務理事	
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	理事	〇〇株式会社 代表取締役社長
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	監事	〇〇会計事務所 公認会計士
1. 変更前			
氏名	住所	組合の役職	所属先及び役職
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	理事長	〇〇株式会社 代表取締役社長
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	専務理事	
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	理事	〇〇株式会社 〇〇部長
〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	監事	〇〇会計事務所 公認会計士

(3) 変更の年月日及び理由を記載した書面

変更の年月日及び理由を記載した書面の記載例について、次のとおり示します。

変更の年月日及び理由を記載した書面

○年○月○日、第○期通常総会において、任期を満了した理事○名が退任し、新たに理事○名が選出されたため。

7. 試験研究の実施計画の変更等の報告

組合は、試験研究の実施計画（以下この章において「実施計画」という。）の変更等をする場合には、総会の決議を経なければなりません〔法第49条第1項〕。

実施計画の変更等をした場合には、変更等した実施計画書について、主務省庁に電子メール等で報告をお願いします〔推奨事項〕。

試験研究の実施計画書の作成趣旨、必須記載事項等及び記載例について、25頁を参照願います。

8. 組合員の変更の報告

組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について、「氏名又は名称」、「住所又は居所」、「加入の年月日」を記載しなければなりません〔法第7条〕。

組合員に変更があった場合には、当該組合員の名称について、主務省庁に電子メール等で報告をお願いします〔推奨事項〕。

9. 定期調査等

主務省庁では、技術研究組合制度の適切な運営及び改善並びに税制要望の基礎資料作成等のために、各組合に実態調査をお願いする場合があります。経済産業省では、毎年秋に、各組合の概況について調査をお願いするとともに、必要に応じて各種調査をお願いしています。定期調査等への御協力をお願いします〔推奨事項〕。

10. 情報発信・情報公開

組合は、主務大臣が認可する公的な組織であるため、認可後は、組合の基本情報（組合員、理事長、試験研究概要、事業費、等）について、経産省ホームページ等で、原則公開して、組合制度に対する理解の促進及び組合全体の活性化につなげていきたいと考えています。情報発信・情報公開への御協力をお願いします〔推奨事項〕。

11. CIPにおける成果の実用化の考え方について

（1）CIPにおける研究開発の状況

近年行われている製品・サービスの研究開発は、当事者の研究施設における試験研究のみならず、当該製品・サービスのユーザーへの提供・使用・フィードバックを踏まえて、更なる試験研究を行うことにより、実用化につなげることが多いと考えられます。

CIPにおける技術の向上及び実用化のための試験研究においても同様の状況が多くあると考えられます。他方、CIPは、技術研究組合法（以下「技組法」という。）上、試験研究を協同して行うことを主たる目的とすることが定められています。

（2）CIPにおいて実施できる成果の実用化の範囲

CIPは、産業活動において利用される技術の向上及び実用化を図るため、これに関する試験研究を協同して行うために必要な組織と定義づけられています。（技組法第1条）

また、CIPの主たる目的は、試験研究を協同して行うこと（技組法第3条）であり、その事業内容（技組法第6条）についても、下記①～④に限定されています。

- ①組合員のために試験研究を実施し、及びその成果を管理すること
- ②組合員に対する技術指導を行うこと
- ③試験研究のための施設を組合員に使用させること
- ④①～③の事業に附帯する事業

上記から、CIPは、主たる目的である試験研究とこの試験研究の実施のために必要となる附帯事業を実施することが法律上想定されています。

ここで、試作品等をユーザーに提供し、フィードバックを得て、更なる改良等を行う「実用化研究」は、CIPの主たる目的である試験研究に含まれると解されません。実用化研究を実施するにあたっては、試作品等が無償又は有償（実費相当）で提供する場合がありますが、当該実用化研究の範囲内において試作品等の提供を実施することも可能です。その際、当該実用化研究は、試験研究の範囲内であることから、その原資として、試験研究のための費用として徴収された賦課金を活用することも可能です。

その一方で、CIPの研究成果を活用して、実際に製品を製造・販売する「実用化事業」は、（試験研究ではなく）試験研究実施のために必要となる附帯事業の一部と解されます。CIPについては、上述のとおり試験研究を行うことを主たる目的とすることが定められているため、実用化事業に取り組む場合にはあらかじめ主務官庁と相談することとします。この際には、賦課金については試験研究を行う目的で拠出されていることに留意し、実用化事業との間で区分経理等を行うこと、剰余金は（定款等に基づき）試験研究及びその附帯業務に活用することが必要であり、組合員に対して分配することができないこと（技組法第57条）等に留意することが必要です。

なお、実用化事業を含む附帯事業の範囲については、CIPは、組合員が自らのために共同研究を行う相互扶助組織であり、非営利公益法人であることから、CIPと同様に非営利性の組織である「特定非営利活動法人（NPO法人）」における「特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること」への適合性の認証基準を参考にします。NPO法人においては、「特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること」（「NPO法の運用方針」について、平成15年3月25日（平成15年12月18日改定）内閣府国民生活局）を認証基準としています。これを参考に、CIPにおける附帯事業の割合の適切性は、当該CIPの活動に係る総経費の概ね2分の1を超えないこと等により判断することが妥当であると考えます。

（※CIP自身が製品の売買行為を行わず、CIPの代理として組合員が代金の授受等、代理店行為に近い行為を行う場合には、CIPから組合員に対する剰余金の分配とみえる状況にならないようご注意ください。また、CIPと組合員間の売買においても、完成品に近い試作品をきわめて廉価で組合員のみを提供する等、CIPから組合員に対する剰余金の分配とみえる状況等にならないようご注意ください。）

(3)【参考】技術研究組合法における関連規定

(目的)

第一条 この法律は、産業活動において利用される技術の向上及び実用化を図るため、これに関する試験研究を協同して行うために必要な組織等について定めることを目的とする。

(原則)

第三条 組合は、次の要件を備えなければならない。

- 一 組合員が産業活動において利用される技術に関する試験研究（以下単に「試験研究」という。）を協同して行うことを主たる目的とすること。
- 二 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

2 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

(事業)

第六条 組合は、次の事業を行うことができる。

- 一 組合員のために試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。
- 二 組合員に対する技術指導を行うこと。
- 三 試験研究のための施設を組合員に使用させること。
- 四 前三号の事業に附帯する事業

1 2. CIP の株式取得について

CIP の株式取得（出資を含む。）については、その目的が技組法第6条の規定「『成果の管理』の『附帯事業』」の範囲内である場合は、株式取得は可能と考えられます。

上記「1 1. CIP における成果の実用化の考え方」において、「CIP の研究成果を活用して、実際に製品を製造・販売する『実用化事業』は、（試験研究ではなく）試験研究実施のために必要となる附帯事業の一部と解されます。」とあるため、CIP の研究成果を活用して事業を行う会社の株式を取得することは、実用化事業の範疇であると考えられることから、附帯事業と解することができます。

ただし、当該会社の株式を取得する際には、以下の条件を満たす必要があります。

- ・株式を取得する会社が、CIP の研究成果を活用して事業を行わなくなった場合には、速やかに株式を処分すること。
- ・法第3条（組合の原則）において、CIP は試験研究を協同して行うことを主たる目的とすることと規定されていることから、これに該当しない株式取得に要

する費用は、原則として当該 CIP における当該年度の総経費の 1/2 以内とすること。

- ・組合員が CIP に納付する賦課金は、試験研究費として研究開発税制上の優遇措置が適用されているため、試験研究費ではない株式取得費用については、賦課金からの支出を行わないとともに、別勘定での区分経理等を行うこと。
- ・法第 57 条（剰余金の処理）において、剰余金の組合員への分配は禁止されていることから、株式取得に伴う剰余金等については、（定款等に基づき）試験研究及びその附帯事業に活用することとし、組合員に対して分配しないこと。
- ・議決権の行使を始め株主としての権利行使は、成果の管理の附帯事業の範囲内で実施すること。
- ・CIP が株式を取得する会社を当該 CIP の組合員とする場合には、法第 3 条第 2 項及び法第 57 条に抵触することがないように運営すること。

なお、株式取得の附帯事業の該当有無は、各 CIP の事業内容等に基づき個別に判断する必要があることから、株式取得を予定している場合にはあらかじめ主務官庁と相談することとします。

1 3. CIP の組合員の責任について

技術研究組合(CIP)の組合員の責任は、費用の負担が限度となります。

- (1) 技術研究組合法上、技術研究組合は、総会決議をもって、定款の定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができるとする規定（技術研究組合法第 9 条第 1 項）があるのみであるから、技術研究組合がその事業活動（対外的取引や事故など）の結果債務（支払債務や損害賠償債務）を負い、その弁済が不能になった場合でも、組合員が負うべき責任は総会決議をもって賦課された費用の負担が限度となると考えられます。
- (2) この点、技術研究組合は、技術研究組合法上の法人であり、民法上の組合ではないから、技術研究組合がその事業活動の結果負う債務について、技術研究組合の組合員が、民法上の組合の組合員のように組合債権者に対する直接無限責任を負うことはありません。また、技術研究組合の組合員は、会社法上の持分会社の無限責任社員のように組合債権者に対する直接無限責任を負うものでもありません。
- (3) なお、技術研究組合の組合員の責任について判断したものではないですが、水産加工業協同組合¹が、多数決である総会決議をもってしても、その負担に同意した組合員以外の組合員から出資額を超えて経費以外の金員を徴収する

ことはできないとした判例があります（最高裁平成4年3月3日判決）。また、農事組合法人²が、具体的に確定した組合債務について、総会における組合員全員一致の決議に基づき、組合員に出資額を超えて負担義務を課することは、組合員有限責任の原則に反するものではないとした判例があります（最高裁昭和52年12月19日判決）。同判決は、決議により組合員に負担を求めるには、通常の決議では足りないが、全員一致の決議によれば可能であるとするものです。

【注】

¹ 水産業協同組合法に基づく法人であり、次の規定が準用されています（同法第9条第2項）。

組合員の責任は、その出資額を限度とする（同法第19条第4項）。

組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる（同法第22条第1項）。

² 農業協同組合法に基づく法人であり、次の規定がされています（同法第73条1項）。

出資組合の組合員の責任は、この法律で別に定めるもののほか、その出資額を限度とする（同法第13条第4項）。

第3章 組織変更等

組合の研究成果を実用化するために、組合を株式会社に組織変更したり、組合事業の一部を分割して株式会社を新設したりする事等が出来ます〔法第7章及び第6章〕。

本章では、以下の表の「1.組織変更」、「2.新設分割」、「3.合併」及び「4.解散」に必要な法令上の手続き等、及び株式会社を設立する際の株式割当ての考え方と算定例について説明します。

表3 組合の組織変更等一覧

区 分		概 念 図	参 照 頁
1. 組織変更	株式会社		76
	合同会社		
2. 新設分割	組合		81
	株式会社		
	合同会社		
3. 合併	吸収合併		87
	新設合併		
4. 解散			90

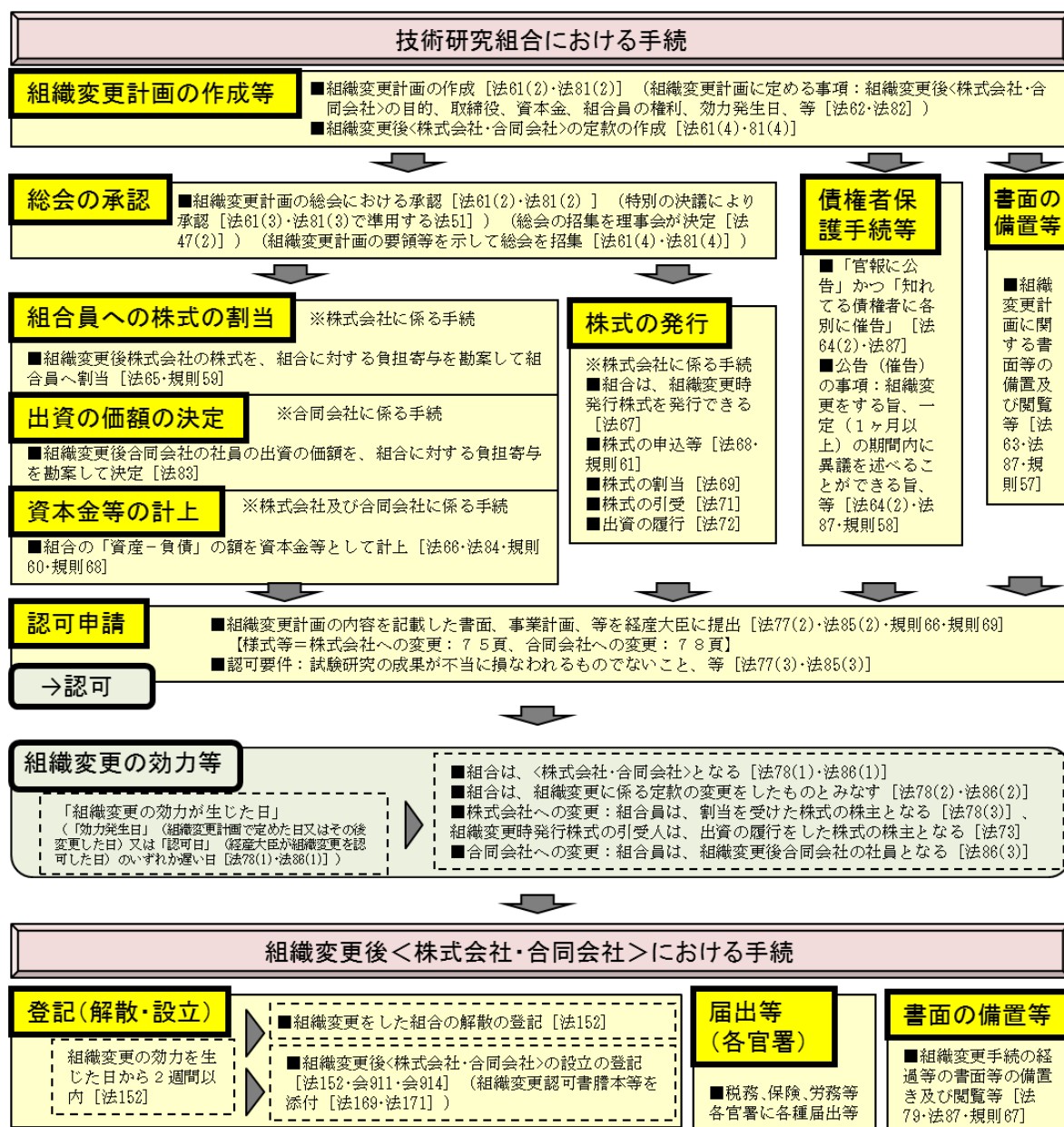
1. 組織変更

組合は、その組織を変更して、株式会社又は合同会社になることができます〔法第61条及び第81条〕。組織を変更するためには、組織変更計画の作成、総会の承認、主務大臣の認可等の手続きが必要になります〔法第61条～第88条等〕。

以下、法令に基づき必要となる手続きのフロー図及び所定の様式を添付します。

技術研究組合の「組織変更※」フロー図 ※＜株式会社・合同会社＞への組織変更

凡例等 - 法：技術研究組合法、規則：技術研究組合法施行規則、会：会社法、1（2）③：第1条第2項第3号
組合：技術研究組合、経産大臣＜省＞：経済産業大臣＜省＞（他省庁所管組合にあっては当該主務大臣＜省＞）



(1) 株式会社への組織変更認可申請書の様式 [規則第66条及び様式第10]

年 月 日
殿
組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名
株式会社への組織変更認可申請書
技術研究組合法第77条第2項の規定により株式会社への組織変更の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。
記
1 組織変更の理由及び組織変更計画の内容を記載した書面
2 組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画書
3 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
4 直前事業年度の決算関係書類等
5 現に存する純資産額を証する書面
(6 組織変更時発行株式の引受けの申込みを証する書面及び金銭の払込みがあったことを証する書面(検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類、有価証券の市場価格を証する書面、証明を受けた現物出資財産の価額、金銭債権について記載された会計帳簿))
(7 検査役の報告に関する裁判の謄本)
8 公告及び催告をしたことを証する書面
(9 異議を述べた債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面)
10 組織変更後株式会社の株式の割当てが組織変更をする組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定められていることを証する書面
(11 組織変更をする組合の組合員であって組織変更後株式会社の株式の割当てを受けない者の利益に関する事項が記載された書面)

(参考①) 組織変更による株式会社設立認可時の主な審査ポイント

認可要件	審査箇所	審査のポイント
組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。	●組織変更の理由及び組織変更計画の内容を記載した書面 ●組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本 ●組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画書	技術研究組合において実施した試験研究の成果が、組織変更後株式会社において活用されるか。 ※技術研究組合の株式会社への組織変更は、技術研究組合において実施した試験研究の成果の実用化を目的とするものである。したがって、組織変更後株式会社において試験研究の成果が全く活用されないような場合は、組織変更をする技術研究組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものとして認可されない。
組織変更後株式会社の資本金として計上すべき額は、組織変更計画備置開始日における技術研究組合の資産の価額から負債の価額を差し引いた額であること。ただし、その2分の1を超えない額を、資本金として計上しないこととした場合には、当該額を資本準備金として計上していること。	●組織変更の理由及び組織変更計画の内容を記載した書面 ●直前事業年度の決算関係書類等 ●現に存する純資産額を証する書面 ●公告及び催告をしたことを証する書面 ●異議を述べた債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面	(主として、債権者保護の観点から、)資本金及び資本準備金が適正に計上されているか。
組織変更をする組合の組合員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社の株式の割当てを受けること。	●組織変更の理由及び組織変更計画の内容を記載した書面 ●組織変更後株式会社の株式の割当てが組織変更をする組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定められていることを証する書面 ●検査役の報告に関する裁判の謄本	(主として、少数組合員保護の観点から、)株式の割当ては、組織変更をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定められているか。
組織変更をする組合の組合員であって組織変更後株式会社の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。	●組織変更の理由及び組織変更計画の内容を記載した書面 ●組織変更をする組合の組合員であって組織変更後株式会社の株式の割当てを受けない者の利益に関する事項が記載された書面	株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されることか。 ※組織変更は総組合員の同意がなくても、総会における特別決議(法第51条)による承認を行うことができ、かつ、株式の割当てに代わる金銭の交付等を請求することができない。 そこで、少数組合員保護の観点から、株式の割当てを受けない組合員の利益が不当に害されることかという点にしなければならない。
上記に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更後株式会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。	●組織変更の理由及び組織変更計画の内容を記載した書面	上記審査のほか、組織変更により、組織変更後株式会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないか。

(参考②) 技術研究組合法第67条の規定により組織変更時発行株式を発行する場合に追加で必要となる書類

追加書類が必要となるケース		必要書類
組織変更時発行株式を発行するとき(必須)	組織変更時発行株式を発行するとき	●組織変更の理由及び組織変更計画の内容を記載した書面 ●組織変更時発行株式の引受けの申込みを証する書面
	金銭を出資の目的とするとき	●組織変更の理由及び組織変更計画の内容を記載した書面 ●組織変更時発行株式の引受人の金銭の払込があったことを証する書面
金銭以外の財産出資の目的とするとき	検査役が選任された場合	●検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
	現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券の価額が、当該有価証券の市場価額として主務省令※で定める方法により算定されるものを超えない場合	●有価証券の市場価格を証明する書面
	※会社法施行規則第43条を参照のこと(以下、簡略に記載) 次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。	
	①価額決定日における当該有価証券を取引する市場における最終の価格(当該価額決定日に売買取引がない場合は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たする場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格)	
	②価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格	
検査役の報告に関する裁判があったとき	現物出資財産について定められた価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明を受けた場合	●現物出資財産の価額について相当であることを弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人が証明したことを記載した書面及び附属書類
	現物出資財産が組織変更する組合に対する金銭債権であって、当該金銭債権の価額が当該金銭債権にかかる負債の帳簿価額を超えない場合	●金銭債権について記載された会計帳簿
		●検査役の報告に関する裁判の謄本

(2) 合同会社への組織変更認可申請書の様式〔規則第69条及び様式第11〕

年 月 日
殿
組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名
合同会社への組織変更認可申請書
技術研究組合法第85条第2項の規定により合同会社への組織変更の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。
記
1 組織変更の理由及び組織変更計画の内容を記載した書面
2 組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画書
3 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
4 直前事業年度の決算関係書類等
5 現に存する純資産額を証する書面
6 公告及び催告をしたことを証する書面
(7 異議を述べた債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面)
8 組織変更後合同会社の社員の出資の価額が組織変更をする組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定められていることを証する書面
(9 組織変更をする組合の組合員であって組織変更後合同会社の社員とならない者の利益に関する事項が記載された書面)

2. 新設分割

組合は、その事業の一部を分割して、組合、株式会社又は合同会社を新設することができます〔法第109条、第118条及び第136条〕。

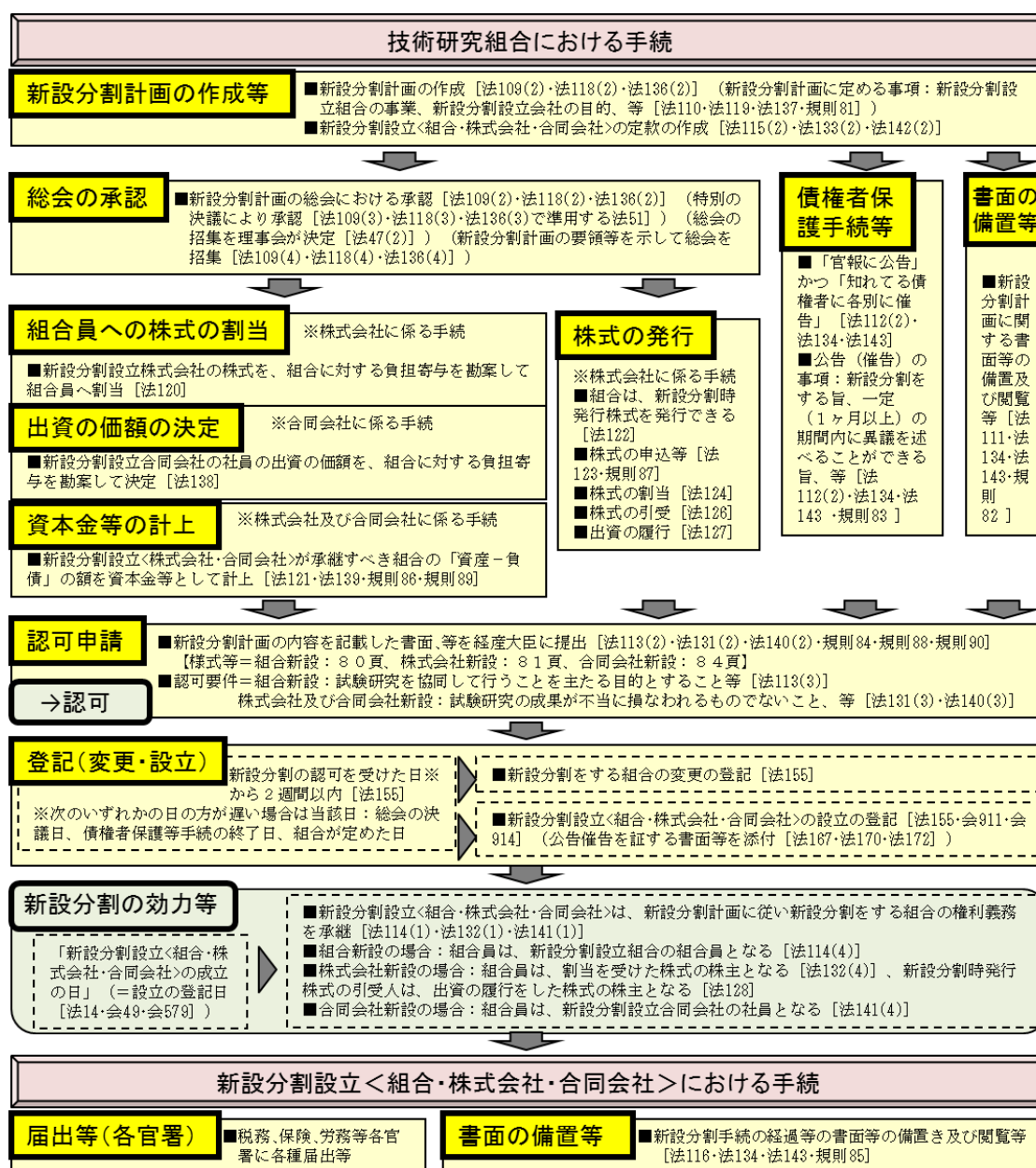
新設分割をするためには、新設分割計画の作成、総会の承認、主務大臣の認可等の手続きが必要になります〔法第109条～第143条等〕。

以下、法令に基づき必要となる手続きのフロー図及び所定の様式を添付します。

技術研究組合の「新設分割※」フロー図

※＜組合・株式会社・合同会社＞を設立する新設分割

凡例等 ー 法：技術研究組合法、規則：技術研究組合法施行規則、会：会社法、1（2）③：第1条第2項第3号
組合：技術研究組合、経産大臣＜省＞：経済産業大臣＜省＞（他省庁所管組合にあっては当該主務大臣＜省＞）



(1) 技術研究組合を設立する新設分割認可申請書の様式〔規則第84条及び様式第14〕

年 月 日
殿
組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名
技術研究組合を設立する新設分割認可申請書
技術研究組合法第113条第2項の規定による、技術研究組合を設立する新設分割の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。
記
1 新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書面
2 新設分割設立組合に係る定款
3 新設分割設立組合に係る試験研究の実施計画書
4 新設分割設立組合に係る事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することができるものであることを説明する書面
5 新設分割設立組合に係る試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明する書面
6 新設分割設立組合に係る成立の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
7 新設分割設立組合に係る役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面
8 新設分割計画を承認した総会の議事録の謄本
9 公告及び催告をしたことを証する書面
(10 異議を述べた債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面)

(2) 株式会社を設立する新設分割認可申請書の様式[規則第88条及び様式第15]

年 月 日
殿
組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名
株式会社を設立する新設分割認可申請書
技術研究組合法第131条第2項の規定による、株式会社を設立する新設分割の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。
記
1 新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書面
2 新設分割設立株式会社の成立すべき日の属する事業年度の事業計画書
3 新設分割計画を承認した総会の議事録の謄本
4 直前事業年度の決算関係書類等
5 新設分割設立株式会社の純資産額を証する書面
(6 新設分割時発行株式の引受けの申込みを証する書面及び金銭の払込みがあったことを証する書面(検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類、有価証券の市場価格を証する書面、証明を受けた現物出資財産の価額、金銭債権について記載された会計帳簿))
(7 検査役の報告に関する裁判の謄本)
8 公告及び催告をしたことを証する書面
(9 異議を述べた債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面)
10 新設分割設立株式会社の株式の割当てが新設分割をする組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定められていることを証する書面
(11 新設分割をする組合の組合員であって新設分割設立株式会社の株式の割当てを受けない者の利益に関する事項が記載された書面)

(参考①) 新設分割による株式会社設立認可時の主な審査ポイント

認可要件	審査箇所	審査のポイント
新設分割をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。	●新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書面 ●新設分割計画を承認した総会の議事録の謄本 ●新設分割設立株式会社の成立すべき日の属する事業年度の事業計画書	技術研究組合において実施した試験研究の成果が、新設分割設立株式会社において活用されるか。 ※技術研究組合の株式会社への新設分割は、技術研究組合において実施した試験研究の成果の実用化を目的とするものである。したがって新設分割設立株式会社において試験研究の成果が全く活用されないような場合は、新設分割をする技術研究組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものとして認可されない。
新設分割後株式会社の資産および負債の価額は、新設分割計画備置開始日における技術研究組合の資産のうち新設分割後株式会社の承継されるものの価額を時価で評価した額とし、新設分割後株式会社の資本金として計上すべき額は、新設分割後株式会社の資産の価額から負債の価額を差し引いた額であること。ただし、その2分の1を超えない額を、資本金として計上しないこととした場合には、当該額を資本準備金として計上していること。	●新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書面 ●直前事業年度の決算関係書類等 ●新設分割設立株式会社の純資産を証する書面 ●公告及び催告をしたことを証する書面 ●異議を述べた債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面	(主として債権者保護の観点から、)資本金及び資本準備金が適正に計上されているか。
新設分割をする組合の組合員は、新設分割計画の定めるところにより、新設分割後株式会社の株式の割当てを受けること。	●新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書面 ●新設分割設立株式会社の株式割当てが新設分割をする組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定められていることを証する書面	(主として、少数組合員保護の観点から、)株式の割当ては、新設分割をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定められているか。
新設分割をする組合の組合員であって新設分割後株式会社の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されることがないこと。	●新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書面 ●新設分割をする組合の組合員であって新設分割設立株式会社の株式の割当てを受けない者の利益に関する事項が記載された書面	株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されることがないか。 ※新設分割は、総組合員の同意がなくても、総会における特別決議(法第51条)により承認を行うことができ、かつ、株式の割当てを受けない組合員はその負担や寄与があっても株式の割当てに代わる金銭の交付等を請求できない。そこで、少数組合員保護の観点から、株式の割当てを受けない組合員の利益が不当に害されることがないようになければならない。
上記に掲げるもののほか、新設分割により、新設分割後株式会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。	●新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書面	上記審査のほか、新設分割により、新設分割後株式会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないか。

(参考②) 技術研究組合法第122条の規定により新設分割時発行株式を発行する場合に追加で必要となる書類

追加書類が必要となるケース		必要書類
新設分割時発行株式を発行するとき(必須)		●新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書面 ●新設分割時発行株式の引受けの申込みを証する書面
金銭を出資の目的とするとき		●新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書面 ●新設分割時発行株式の引受人の金銭の払込があったことを証する書面
金銭以外の財産出資の目的とするとき	検査役が選任された場合	●検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
	現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券の価額が、当該有価証券の市場価額として主務省令※で定める方法により算定されるものを超えない場合	●有価証券の市場価格を証明する書面
	※会社法施行規則第43条を参照のこと(以下、簡略に記載) 次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする。	
	①価額決定日における当該有価証券を取引する市場における最終の価格(当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格) ②価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格	
検査役の報告に関する裁判があったとき	現物出資財産について定められた価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明を受けた場合	●現物出資財産の価額について相当であることを弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人が証明したことを記載した書面及び附属書類
	現物出資財産が新設分割する組合に対する金銭債権であって、当該金銭債権の価額が当該金銭債権にかかる負債の帳簿価額を超えない場合	●金銭債権について記載された会計帳簿
		●検査役の報告に関する裁判の謄本

(3) 合同会社を設立する新設分割認可申請書の様式〔規則第90条及び様式第16〕

年 月 日
殿
組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名
合同会社を設立する新設分割認可申請書
技術研究組合法第140条第2項の規定により、合同会社を設立する新設分割の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。
記
1 新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書面
2 新設分割設立合同会社の成立すべき日の属する事業年度の事業計画書
3 新設分割計画を承認した総会の議事録の謄本
4 直前事業年度の決算関係書類等
5 新設分割設立合同会社の純資産額を証する書面
6 公告及び催告をしたことを証する書面
(7 異議を述べた債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面)
8 新設分割設立合同会社の社員の出資の価額が新設分割をする組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定められていることを証する書面
(9 新設分割をする組合の組合員であって新設分割設立合同会社の社員とならない者の利益に関する事項が記載された書面)

3. 合併

組合は、他の組合を吸収する吸収合併や、2以上の組合が新たな組合を設立する新設合併をすることができます〔法第89条及び第100条〕。

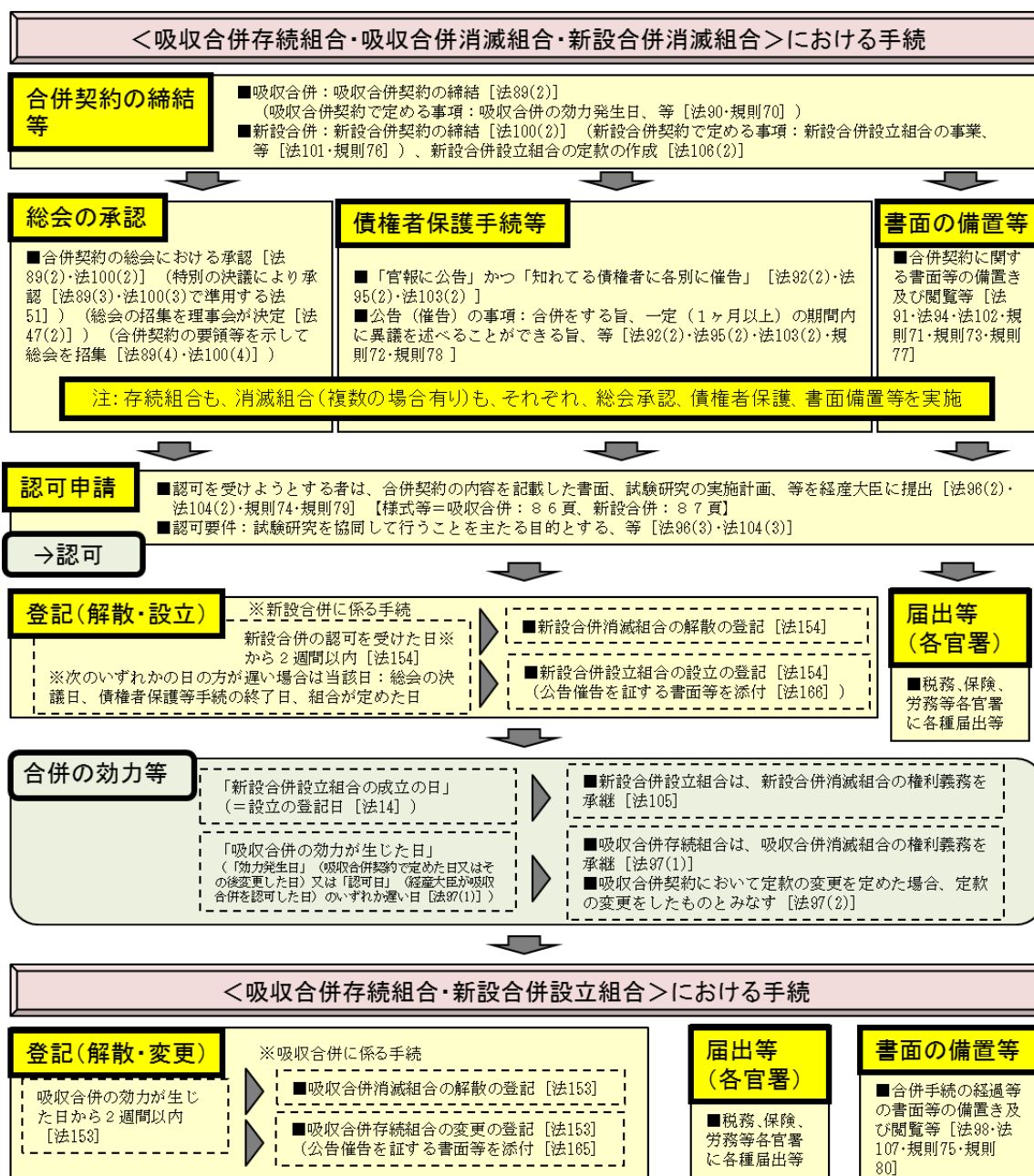
合併をするためには、合併契約の締結、総会の承認、主務大臣の認可等の手続きが必要になります〔法第89条～第108条等〕。

以下、法令に基づき必要となる手続きのフロー図及び所定の様式を添付します。

技術研究組合の「合併※」フロー図

※＜吸収合併・新設合併＞

凡例等 ー 法：技術研究組合法、規則：技術研究組合施行規則、会：会社法、1（2）③：第1条第2項第3号
組合：技術研究組合、経産大臣＜省＞：経済産業大臣＜省＞（他省庁所管組合にあっては当該主務大臣＜省＞）



(1) 技術研究組合吸収合併認可申請書の様式〔規則第74条及び様式第12〕

年 月 日
殿
組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名
技術研究組合吸収合併認可申請書
技術研究組合法第96条第2項の規定により、 技術研究組合と 技術研究組合とが行う吸収合併の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請 します。
記
1 吸収合併の理由及び吸収合併契約の内容を記載した書面 2 吸収合併存続組合に係る定款 3 吸収合併存続組合に係る試験研究の実施計画書 4 吸収合併存続組合に係る事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することができるものであることを説明する書面 5 吸収合併存続組合に係る試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明する書面 6 吸収合併存続組合に係る役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面 7 吸収合併存続組合の吸収合併が効力を生ずべき日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書 8 吸収合併契約を承認した各組合の総会の議事録の謄本 9 公告及び催告をしたことを証する書面 (10 異議を述べた債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面)

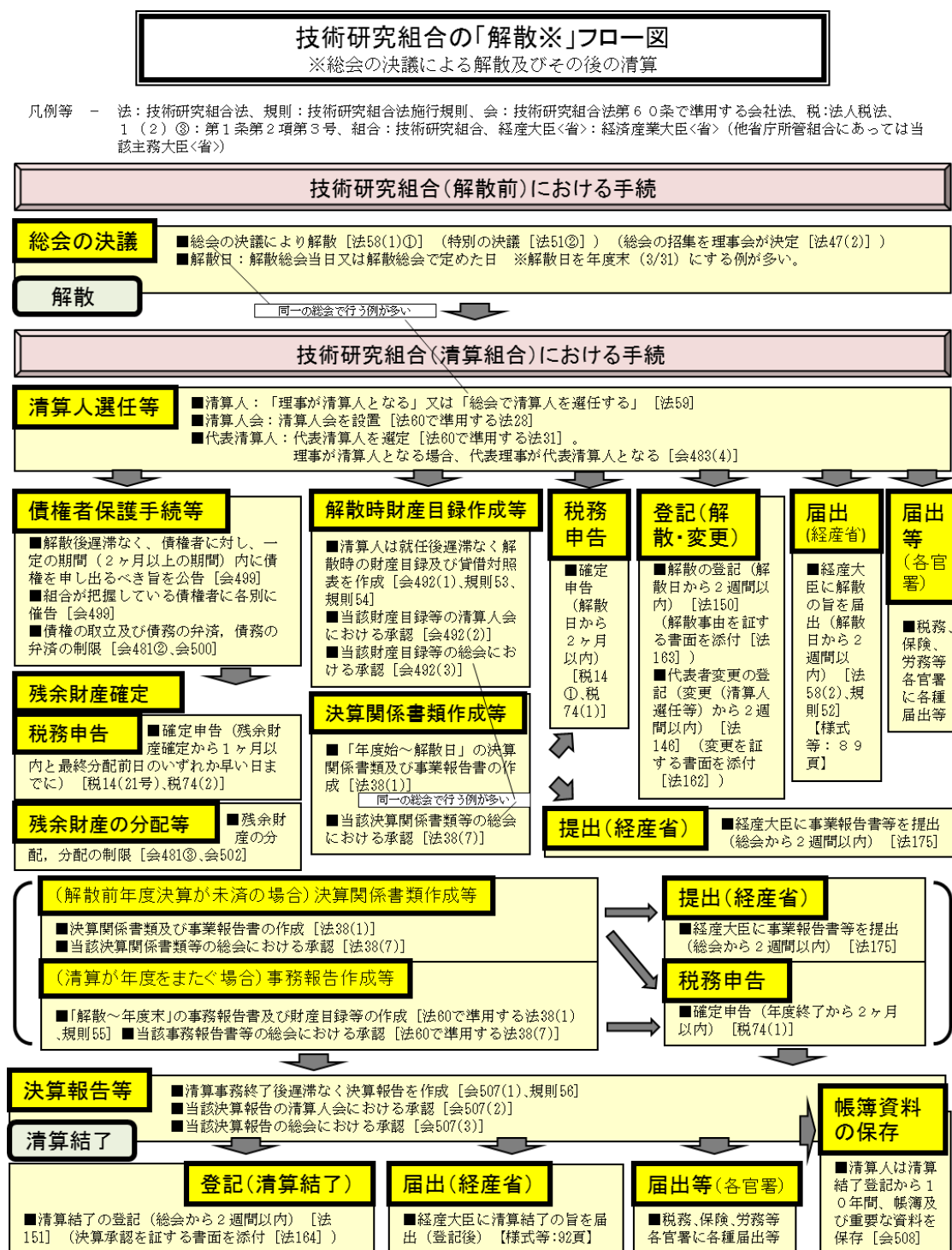
(2) 技術研究組合新設合併認可申請書の様式〔規則第79条及び様式第13〕

年 月 日
殿
組合の名称及び住所 組合を代表する理事の氏名
技術研究組合新設合併認可申請書
技術研究組合法第104条第2項の規定により、 技術研究組合と 技術研究組合とが行う新設合併の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請 します。
記
1 新設合併の理由及び新設合併契約の内容を記載した書面
2 新設合併設立組合に係る定款
3 新設合併設立組合に係る試験研究の実施計画書
4 新設合併設立組合に係る事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することができるものであることを説明する書面
5 新設合併設立組合に係る試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明する書面
6 新設合併設立組合に係る成立の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
7 新設合併設立組合に係る役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面
8 新設合併契約を承認した各組合の総会の議事録の謄本
9 公告及び催告をしたことを証する書面
(10 異議を述べた債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面)

4. 解散

組合は、所期の目的を達成した場合などに、総会の決議により解散します〔法第58条第1項第1号〕。解散によって、解散及び清算の手続きが必要になります〔法第58条～第60条〕。

以下、法令に基づき必要となる手続きのフロー図及び所定の様式等を添付します。



(1) 技術研究組合解散届出書の様式〔規則第52条及び様式第9〕

年 月 日
殿
組合の名称及び住所 組合を代表する清算人の氏名
技術研究組合解散届出書
年 月 日技術研究組合を解散しましたので、技術研究組合法第58条第2項の規定により、解散の理由を明らかにする書面を添えて届け出ます。

(2) 解散の理由を明らかにする書面〔上記解散届出書の添付書面〕の記載例

解散の理由を明らかにする書面
〇〇技術研究組合
本組合は、〇年〇月に設立され、〇年度から〇年度までの〇〇年間にわたり、
① 〇〇補助事業において、「 」、
② 自主研究として、「 」の研究を実施した。
この研究は、次の体制及びテーマによって実施した。
プロジェクトリーダー 〇〇〇〇
① 〇〇の材料開発 (株) 〇〇、〇〇 (株)、〇〇 (株)
② 〇〇の素子開発 〇〇 (株)、〇〇大学
③ 〇〇のモジュール開発 〇〇 (株)、(株) 〇〇
その研究成果は、〇〇に関する特許の登録(〇件)及び出願(〇件)が行われるとともに、「 」に〇回(〇年〇月、〇年〇月及び〇年〇月号)にわたり発表し、関係者から高い関心と評価を得た。
上記のように、本組合は所期の目的を達成することができたので、〇年〇月〇日開催の臨時総会の決議により、〇年〇月〇日に解散した。

(3) 付属資料〔任意の届出資料〕の記載例

付属資料
1. 解散を決議した総会の議事録謄本
2. 第1回清算人会の議事録謄本
3. 解散登記後の登記簿謄本 ※謄本の添付が間に合わない場合は後日提出
4. 年度別事業計画及び収支予算（設立年度から解散年度まで）
5. 年度別事業報告及び決算関係書類（設立年度から解散前年度まで）
6. 組合設立から解散までの主要経緯
7. 帳簿等の保存に関する依頼書
8. 帳簿等の保存に関する承諾書
9. 定 款

(4) 組合設立から解散までの主要経緯〔任意の届出資料〕の記載例

組合設立から解散までの主要経緯
〇〇〇〇技術研究組合
(1) 設立認可申請 〇年〇月〇日
(2) 設立認可 〇年〇月〇日 経済産業大臣
(3) 設立登記 〇年〇月〇日 東京法務局
(4) 組合員（〇社、〇団体）
〇〇〇〇株式会社（加入：〇年〇月〇日、脱退〇年〇月〇日）
〇〇〇〇株式会社（加入：〇年〇月〇日、脱退〇年〇月〇日）
社団法人〇〇協会（加入：〇年〇月〇日、脱退〇年〇月〇日）
財団法人〇〇センター（加入：〇年〇月〇日、脱退〇年〇月〇日）
(5) 組合活動の概要
① 補助事業
② 自主事業
(6) 組合解散決議
〇年〇月〇日 臨時総会
(7) 組合解散日
〇年〇月〇日

(5) 書類保存依頼書〔任意の届出資料〕の記載例

		〇年〇月〇日
〇〇〇〇株式会社		
代表取締役社長	〇〇	〇〇 殿
		東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
		〇〇〇〇技術研究組合
		代表清算人 〇〇 〇〇
技術研究組合関係書類保存につきお願いの件		
拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。		
さて、当組合は、〇年〇月〇日開催の臨時総会の決議により〇年〇月〇日に解散致しました。		
つきましては、当組合の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料を清算終了登記（〇年〇月予定）から10年間保存頂きたく、ここにお願い申し上げます。		
		敬 具

(6) 書類保存承諾書〔任意の届出資料〕の記載例

		〇年〇月〇日
〇〇〇〇技術研究組合		
代表清算人	〇〇	〇〇 殿
		〇〇〇〇株式会社
		代表取締役社長 〇〇 〇〇
技術研究組合関係書類保存承諾書		
〇年〇月〇日付け貴状よりご依頼のありました貴組合関係書類保存については、下記のとおり承諾致しますのでご通知します。		
記		
1. 保存書類	貴組合の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料	
2. 保存期間	清算終了登記（〇年〇月予定）から10年間	
3. 保存場所	〇〇〇〇株式会社 書類倉庫	
4. 担当部門及び責任者	研究開発本部 総務部 総務課長 〇〇 〇〇	
		以 上

(7) 技術研究組合清算結了届出書〔任意の届出資料〕の記載例

○年○月○日	
経済産業大臣 ○○ ○○ 殿	東京都○○区○○○丁目○番○号 ○○○○技術研究組合 代表清算人 ○○ ○○
技術研究組合清算結了届出書	
○年○月○日技術研究組合の清算結了の登記をしましたので、当該登記簿謄本、清算事務終了に伴う決算報告及び当該報告を承認した総会の議事録謄本を添えて届け出ます。	

5. 技術研究組合法第61条(株式会社への組織変更)及び同法第118条(新設分割)により、株式会社を設立する際の株式割当ての考え方と算定例

(1) 株式割当てに関する技術研究組合法上の規定

技術研究組合法第65条第1項(同法第120条第1項)においては、「組織変更(新設分割)をする技術研究組合(以下「CIP」という。)の組合員は組織変更(新設分割)計画の定めるところにより、組織変更後(新設分割設立)株式会社の株式の割当てを受けるものとする。」と規定されています。また同法第65条第2項(同法第120条第2項)において「前項の株式の割当ては、組織変更(新設分割)をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする」と規定されています。CIPは非出資性の組織であり、組合財産に対する組合員の「持分」を観念できないため、組織変更後(新設分割設立)株式会社の株式を組合員の「持分」に応じて割り当てることができません。

そこで組合員への株式の割当ては、賦課金の累計額や、研究開発における貢献、知的財産権の取得に係る貢献などが勘案され決定されます。その算定には、賦課金のほか、組合員が負担した人件費等、CIPの簿外のコストも勘案することができると解されます。CIPが各組合員の株式の割当て比率を決定するにあたって、その算定方法は、任意に合理的な範囲で決定し、総会の承認を得ることとなります。

また、CIPの組織変更（新設分割）は、主務大臣の認可事項となっており、上記の株式割当ての適正性を含めた組織変更（新設分割）計画等により審査されます。その際に、少数組合員保護の観点から、同法第77条第3項第3号（同法第131条第3号）の「株式の割当てが適正に行われていること」や、同法第77条第3項第4号（同法第131条第4号）の「株式の割当てを受けない組合員の利益が不当に害されるおそれがないこと」等が審査基準となります。（審査基準の詳細は、76頁及び82頁を参照。）

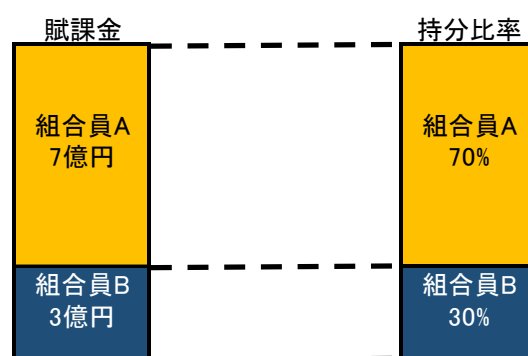
（2）株式の割当ての算定に係る実務

（1）において、株式の割当てに関する技術研究組合法の規定について整理しましたが、実際に割当て比率を算定する際の実務においては、まず、資産は、賦課金の余剰金としての金銭と、研究設備・知的財産権等の現物出資財産に当たるもの

（以下「現物出資財産」という。）に区分されます。新設株式会社の資本金の額は、技術研究組合法第66条（第121条）に規定により算定することとなりますが、現物出資財産が存在しない場合、組合員の組合の事業に対する貢献及びそれに応じた株式の割当ては、当該事業に対して組合員が拠出した賦課金の累計額を考慮して決定することが基本となると考えられます。

現物出資財産が存在する場合、組合が所有する財産のうち、新会社に移す財産を任意に選択し、時価評価します。次に、財産ごとに負担及び寄与の程度を勘案し、持分比率を決定することができます。負担及び寄与の程度の算定方法の例としては、下記の考え方があります。

例1：有形固定資産等 CIP で購入した資産の場合－賦課金の拠出額に基づいて資産の持分比率を算定する方法



有形固定資産等の資産については、金銭の支払いにより当該資産を取得することになるため、当該資産の取得に充てられた賦課金の額により持分比率を算定するこ

とが原則と考えられます。例1は、10億円の機械を購入する際に充てられた賦課金の負担割合により、資産の持分比率を算定している例です。

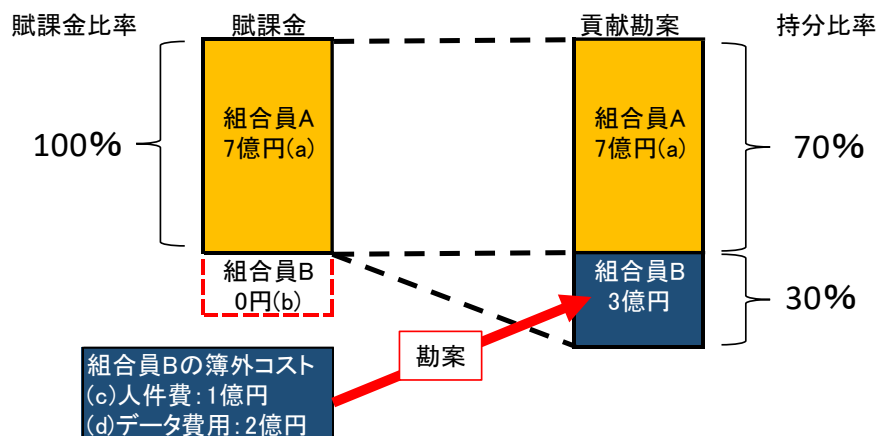
例2：知的財産権等の場合

知的財産権（ソフトウェア等のプログラムの著作物を含む）等については、組合において資産として計上されている価額や、新設株式会社の製品又はサービスの売上高又は利益（予測）等及びその製品又はサービスに対する当該知的財産権等の寄与度や第三者に対するサブライセンスによって得られる予測対価等を参考にしながら、知的財産権等の価値を評価した上で、以下のような算定方法を参考にその持分比率を勘案することができます。

【知的財産権等の評価額を算定する際の勘案事項（例）】

- ・ 製品又はサービスの売上高又は利益（予測）
- ・ 当該知的財産権等の製品の売上又は利益に対する寄与度
- ・ 第三者に対するサブライセンスによって得られる予測対価

① 賦課金の拠出額に加え、組員が負担した組合の簿外のコストを勘案して持分比率を算定する方法



知的財産権等の取得にあたっては、試験研究に必要な金銭のほか、研究員の人件費や組合の試験研究に提供したデータ費用なども必要となる場合があります。したがって、知的財産権を取得するために充てられた賦課金の額に加えて、組員が組合の簿外で負担したコストを勘案して持分比率を設定することも可能と考えられます。持分比率の決定にあたって簿外コストを勘案した知的財産権等を現物出資することにより、賦課金の負担以外の方法で貢献があった組員に対して、株式を割り当てることが可能となります。

② 知的財産権等を取得するために要したコスト以外の要素を考慮して持分比率を算定する方法

知的財産権等については、当該知的財産権等の取得にかかったコストのほか、当該知的財産権等の取得に対する貢献を勘案する方法も考えられます。すなわち、知的財産権等の価値を評価した上で、学術的知見やデータ・ノウハウの提供実績など当該知的財産権等の確立における貢献を総合的に勘案し、知的財産権等の持分比率を算定する方法です。

【知的財産権等の持分割合を算定する際のコスト以外の勘案事項（例）】

- ・ 学術的知見の貢献
- ・ データ・ノウハウの提供実績

これらの考え方を適切に組み合わせることにより、新設株式会社に移す資産の持分を決定した上で、この持分に応じて株式割当比率を決定することが適当です。

（３）事業化を見据えた CIP の設立にあたって考慮すべきこと

株式の割当てを決定するにあたっては、組合員間の合意が必要となることから、CIP の事業の全部又は一部の事業化に際し、将来的に株式会社の設立が想定される場合には、CIP の組成段階から負担及び寄与の程度の決め方について、関係者間で事前に合意しておくこと、そして、組合の運営に際しては、年度毎に各組合員の負担したコストを明確にしておくなど、株式会社設立にあたって必要となる準備をしておくことが望ましい。

また、株式会社の設立にあたっては、株主構成や持株比率、その後の資本政策を検討することとなるが、この検討にあたっては、技術研究組合法第65条の株式割当てのほか、株式会社設立後の株主割当増資、第三者割当増資による増資等を含めて検討することが望ましい。

付録（定款の記載例）

〇〇技術研究組合定款

第1章 総則

（事業）

第1条 本組合は、■＜〇〇の状況の中で、〇〇を〇〇する課題を解決するために＞、次の事業を行う。

（1）組合員のために■＜〇〇に関する＞試験研究を実施すること。

▲＜（2）組合員のために前号の試験研究の成果を管理すること。＞

▲＜（3）組合員に対する技術指導を行うこと。＞

▲＜（4）試験研究のための施設を組合員に使用させること。＞

▲＜（5）前各号の事業に附帯する事業＞

（名称）

第2条 本組合は、■＜〇〇技術研究組合▲＜（英文名〇〇 Collaborative Innovation Partnership 等）＞＞と称する。

（事務所の所在地）

第3条 本組合は、事務所を■＜〇〇県〇〇市＞に置く。

第2章 組合員

（組合員の資格）

第4条 本組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に本組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者■＜であって、〇〇する／〇〇であるもの＞とする。

▲＜2 本組合は、前項に規定する者のほか、国立大学法人、産業技術研究法人、〇〇を組合員とすることができる。＞

（加入）

第5条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

（自由脱退）

第6条 本組合の組合員は、■＜90日前＞までに予告し、事業年度の終了の時に脱退することができる。

（法定脱退）

第7条 本組合の組合員は、次の事由によって脱退する。

- （1）第●4条に規定する組合員たる資格の喪失
- （2）死亡又は解散
- （3）除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の決議によってすることができる。この場合は、本組合は、その総会の日から10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

■＜（1）費用の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員

（2）本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

（3）本組合の名誉を著しく毀損する行為をした組合員＞

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

（費用の賦課）

第8条 本組合は、■＜次に掲げる事項を考慮して、＞組合員に本組合の事業に要する費用を賦課することができる。

■＜（1）本組合の行う試験研究の成果を利用する分量

（2）組合員の事業規模及び法人属性等

（3）新規に加入する組合員について、既存の組合員が過去に負担した金額

（4）脱退する組合員について、脱退事業年度及びその翌年度以降に負担する金額＞

2 前項に規定する費用の賦課及び徴収の方法は、総会の決議により定める。

3 組合員は、前2項の費用の納付について、相殺をもって本組合に対抗することができない。
ただし、将来賦課されるべき費用の納付に充てることを約して本組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。

（損失の処理）

第9条 損失の処理の方法は、■＜事業年度ごとに総会において定める＞。

（組合員名簿の作成等）

第10条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- （1）氏名又は名称及び住所又は居所
- （2）加入の年月日

2 組合員は、氏名又は名称及び住所又は居所を変更したときは、遅滞なく本組合に届け出なければならない。

（■＜議決権及び選挙権＞）

第11条 組合員は、■＜各々一個の議決権及び役員の選挙権＞を有する。

2 組合員は、第●30条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて、■＜議決権又は選挙権＞を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

▲＜3 組合員は、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。＞

4 前2項の規定により■＜議決権又は選挙権＞を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。▲＜この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明できる。＞

（守秘義務）

第12条 本組合の組合員（組合員が法人である場合には、その役員又は使用人）又は組合員であった者は、本組合の事業の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（使用料及び手数料）

第13条 本組合は、施設等の使用料及び事務等の手数料を徴収することができる。

第3章 事業の執行

（事業の執行）

第14条 本組合は、第●1条の事業について、この定款、試験研究の実施計画及び毎事業年度の事業計画等に基づいて、適切に執行する。

第4章 役員

（役員の定数）

第15条 本組合の役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 ■＜○人以上○人以内＞

(2) 監事 ■＜○人以上○人以内＞

★例1

（役員の選挙）

第16条 役員は、次に掲げる者のうちから総会において選挙する。

■＜(1) 組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人であつて、立候補し、又は理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者。＞

(2) 組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人でない者であって、理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者。＞

2 役員の選挙は、■＜単記式／連記式＞無記名投票によって行う。

3 投票は、一人につき一票とする。

■＜4 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、抽選で当選人を定める。

5 第1項の総会の会日は、少なくともその20日前までに各組合員に通知し、かつ、公告するものとする。

6 第1項の規定による立候補又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の15日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。＞

7 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。

★例2

（役員の選任）

第16条 役員は、総会において、第●32条の規定により選任する。

（役員の資格）

第17条 本組合の理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人（組合員たる法人に代わって本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用人に限る。）でなければならない。

（役員の任期）

第18条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 ■＜2年＞

(2) 監事 ■＜4年＞

2 前項の任期は、任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員のために選挙された役員の任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合においては、新たに選挙された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第19条 役員が欠けた場合又はこの定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、■＜理事の職務の執行／会計に関するもの＞を監査する。

- 2 監事は、いつでも、■＜理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をする／会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対して会計に関する報告を求める＞ことができる。

（理事長等）

第21条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とし、▲＜必要に応じて常務理事を置くことができることとし、＞▲＜必要に応じて1人又は2人以上の業務担当理事を置くことができることとし、＞理事会において選任する。

2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

▲＜4 常務理事は、専務理事を補佐して本組合の業務を執行する。＞

▲＜4 業務担当理事は、理事会において別に定めるところにより、試験研究の実施に関する業務を分担執行する。＞

5 理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちから理事長の代理者又は代行者1人を定める。

第5章 会議

（理事会の権限等）

第22条 本組合の業務の執行は、理事会が決する。▲＜ただし、日常の業務その他理事会が定めるものについては理事長又は常務会が決することができるものとし、理事長又は常務会は決定事項を理事会に報告する。＞

▲＜2 前項の規定にかかわらず、試験研究の実施に関する日常の業務その他理事会が定めるものについては、試験研究の課題を構成するテーマごとに業務担当理事が分担決定することができるものとし、業務担当理事は決定事項を理事会に報告する。この場合において、同一のテーマを分担する業務担当理事が2人以上ある場合にあっては、当該テーマについては、その過半数をもって決定する。＞

（常務会）

▲＜第22条の2 本組合は、理事長、専務理事その他理事会において選任する理事から構成される常務会を置くことができる。

2 常務会の組織及び運営に関する事項は、規約で定める。＞

（運営委員会）

▲＜第22条の3 本組合は、理事会において選任する委員から構成される一又は二以上の運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会は、試験研究の課題を構成するテーマごとに置かれ、試験研究の実施に関する事

項について審議及び連絡調整を行う。

- 3 運営委員会の委員のうち1人を運営委員長とし、理事会において選任する。
- 4 理事長又は業務担当理事は、第22条第1項又は同条第2項に定める事項の決定の全部又は一部を運営委員長又は運営委員会に委任することができる。
- 5 運営委員長は、試験研究の実施に関する事項について、前項の委任に基づき運営委員会の審議を経て自ら決定し、又は前項の委任に基づく運営委員会の決定に従い、理事長又は業務担当理事から委任を受けた範囲内において、これを執行する。
- 6 運営委員会の組織及び運営に関する事項は、規約で定める。＞

（理事会の招集）

第23条 理事会は、■＜各理事／理事長＞が招集する。

■＜2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところに従い、他の理事が理事会を招集する。＞

■＜3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。＞

■＜4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。＞

（理事会招集の手続）

第24条 理事会を招集する者は、理事会の日の■＜1週間＞前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の決議）

第25条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の■＜過半数＞が出席し、その■＜過半数＞をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

▲＜（理事会の議長）

第26条 理事会においては、理事長又は理事会において選任される者が、その議長となる。＞

（理事会の議事録）

第27条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 理事会の議事録は、開催された日時及び場所■＜（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）＞、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の技術研究組合法施行規則（以下「規則」という。）第14条第3項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 3 規則第14条第4項各号に掲げる理事会の決議があったものとみなされた場合及び理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

（通常総会の招集）

第28条 通常総会は、毎事業年度終了後■＜〇ヶ月＞以内に、理事会の決議を経て、■＜理事長＞が招集する。

（臨時総会の招集）

第29条 臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の決議を経て、■＜理事長＞が招集する。

- 2 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

（総会招集の手続）

第30条 総会の招集は、総会の日の■＜10日＞前までに、総会の目的である事項■＜及びその内容＞を示し、■＜書面又は電子メール＞により組合員に通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（総会の決議事項）

第31条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 試験研究の実施計画並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- (4) 費用の賦課及び徴収の方法

- (5) 本組合の解散
- (6) 組合員の▲＜加入又は＞除名
- (7) 事業の全部▲＜又は一部＞の譲渡
- (8) 技術研究組合法（以下「法」という。）第34条第5項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除
- (9) 毎事業年度の決算関係書類及び事業報告書
- (10) 本組合の組織変更、合併又は新設分割
- ▲＜(11) 役員の選任
- (12) 損失の処理＞
- (13) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認める事項

（総会の議事）

第32条 総会の議事は、法又はこの定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会においては、第●30条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、▲＜出席した組合員の3分の2以上の同意を得たとき及び＞同条第2項の規定により招集の手続を経ることなく開催する場合は、この限りでない。

（特別の決議）

第33条 次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 本組合の解散
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 法第34条第5項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除
- (6) 本組合の組織変更、合併又は新設分割

（総会の議事録）

第34条 総会の議事については、議事録を作成▲＜し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印＞しなければならない。

- 2 総会の議事録は、開催された日時及び場所■＜（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）＞、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の規則第51条第3項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

第6章 会計

（事業年度）

第35条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計帳簿の作成）

第36条 本組合は、規則第43条から第45条までに規定するところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成するものとする。

（残余財産の処分）

第37条 本組合の解散後の残余財産の処分は、■＜本組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して、総会の決議により定める方法＞により行う。

第7章 雑則

（公告方法）

第38条 本組合の公告は、■＜本組合の事務所の店頭に掲示する方法／官報に掲載する方法／日刊新聞紙に掲載する方法／電子公告＞により行う。

▲＜（規約）

第39条 この定款に定めるもののほか、本組合の運営に関し必要な事項は、規約で定める。＞

▲＜（顧問）

第40条 本組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時本組合の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、本組合を代表することができない。＞

▲＜（参事及び会計主任）

第41条 本組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、主たる事務所において、本組合の業務を行わせることができる。

2 参事は、本組合に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

4 前項の規定による請求があったときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。＞

附 則

（施行期日）

- 1 この定款は、本組合の設立の登記の日から施行する。

（設立当初の事務所の所在地）

- 2 本組合の設立当初の事務所の所在地は、■<〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号>に置く。

（設立当初の役員）

- 3 本組合の設立当初の役員は、第●16条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事長 〇〇 〇〇

専務理事 〇〇 〇〇

▲<常務理事 〇〇 〇〇>

理事 〇〇 〇〇

同 〇〇 〇〇

同 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

同 〇〇 〇〇

（設立当初の役員の任期）

- 4 設立当初の役員の任期は、第●18条第1項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される通常総会の終結の時までとする。

（第1回事業年度）

- 5 第1回の事業年度は、第●35条の規定にかかわらず、本組合の設立の登記の日に始まり、
■<〇年3月31日>に終わる。